

議第二十八号

物価高騰等による使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

物価高騰等による使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

物価高騰等による使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例の一部改正)

第一条 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例(平成十四年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表乗車定員が三十人以上である自動車の項中「七、三三〇円」を「七、七〇〇円」に改め、同表乗車定員が十一人以上二十九人以下である自動車の項中「三、一五〇円」を「三、三一〇円」に改め、同表乗車定員が十人以下である自動車又は乗車定員がない自動車の項中「一、七八〇円」を「一、八七〇円」に改め、同表公益上その他の事由によりやむを得ないと認められる用務に使用する自動車で規則で定めるものの項中「八四〇円」を「八八〇円」に改める。

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一三の表一の項第一号口中「五、九〇〇」を「六、二〇〇」に改め、同項第二号イ中「一、九〇〇」を「二、〇〇〇」に、「五、〇〇〇」を「五、三〇〇」に改め、同項第三号イ中「三、三〇〇」を「三、五〇〇」に改め、同号口中「一二、〇〇〇」を「一二、〇〇〇」に改める。

別表第一四の表中「一六、〇〇〇」を「一七、〇〇〇」に改める。

別表第一五の表一の項中「五、六〇〇」を「五、九〇〇」に改め、同表三の項中「三、六〇〇」を「三、八〇〇」に改める。

別表第一九の表二の項中「七、四〇〇」を「七、八〇〇」に改める。

別表第十一の表三の項中「八、〇〇〇」を「八、四〇〇」に改める。

別表第十二の表二の項中「四二、〇〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に改め、同表四の項中「三、四〇〇」を「三、六〇〇」に改め、同表五の項中「四、一〇〇」を「四、三〇〇」に改め、同表七の項中「三、四〇〇」を「三、六〇〇」に改め、同表八の項中「四、一〇〇」を「四、三〇〇」に改め、同表九の項中「四、三〇〇」を「四、五〇〇」に改める。

別表第十三の表二の項中「一八、〇〇〇」を「一九、三〇〇」に改め、同表三の項中「一、〇〇〇」を「一一、六〇〇」に改め、同表六の項中「二二、〇〇〇」を「二三、五〇〇」に改め、同表七の項中「一六、〇〇〇」を「一七、四〇〇」に改める。

別表第十五の表三の項中「七、〇〇〇」を「七、四〇〇」に改め、同表五の項中「三、四〇〇」を「三、六〇〇」に改める。

別表第十六の表一の項中「七〇〇」を「八五〇」に改め、同表二の項中「三、四一〇」を「四、二〇〇」に改める。

別表第十七の表五の項中「一〇、五〇〇」を「一一、八〇〇」に改め、同表八の項中「四、〇〇〇」を「四、三〇〇」に改める。

別表第二十の表二の項及び六の項中「三、九〇〇」を「四、二〇〇」に改める。

別表第二十一の表二の項中「三、九〇〇」を「四、五〇〇」に改め、同表三の項から五の項までの規定中「三、九〇〇」を「四、二〇〇」に改め、同表八の項中「三、九〇〇」を「四、五〇〇」に改め、同表九の項中「三、九〇〇」を「四、二〇〇」に改める。

別表第二十二の表三の項第一号口中「三六〇」を「三八〇」に改め、同号ハ中「一二〇」を「一三〇」に改め、同項第二号イ中「一、三〇〇」を「一、四〇〇」に改め、同号ハ中「二六〇」を「二八〇」に改める。

別表第二十四の表中「一六、〇〇〇」を「一七、〇〇〇」に改める。

別表第二十五の表二の項中「六一、〇〇〇」を「六四、三〇〇」に改める。

別表第二十六の表一の項中「五、六〇〇」を「五、九〇〇」に改め、同表三の項中「三、二〇〇」を「三、四〇〇」に改める。

別表第二十七の表十三の項第一号ホ中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同項第二号ハ中「一四、三〇〇」を「一五、一〇〇」に改め、同号ホ中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同項第三号ロ中「一四、三〇〇」を「一五、一〇〇」に改め、同号ハ中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表十五の項第一号ロ及び第二号ロ中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表二十五の項中「二、〇〇〇」を「二、四〇〇」に改め、同表二十六の項及び二十八の項中「二、九〇〇」を「三、三〇〇」に改め、同表三十七の項中「二、〇〇〇」を「二、四〇〇」に改め、同表三十八の項中「二、九〇〇」を「三、三〇〇」に改める。

別表第三十四の表四の項中「八〇〇」を「一、一〇〇」に改め、同表七の項中「二、一〇〇

〇円」を「二、三〇〇円」に、「四二〇円」を「四六〇円」に改め、同表八の項中「七、一三〇円」を「七、九〇〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同表九の項及び十の項中「一、〇〇〇」を「一、一〇〇」に改める。

別表第一三十六の表三の項、五の項、六の項、八の項及び九の項中「二、〇〇〇」を「二、一〇〇」に改める。

別表第一三十七の表一の項中「五、〇〇〇」を「五、二〇〇」に改め、同表二の項中「四、〇〇〇」を「四、二〇〇」に改める。

別表第一三十八の表一の項中「四、〇〇〇」を「四、三〇〇」に改め、同表二の項中「三、〇〇〇」を「三、六〇〇」に改める。

別表第一三十九の二の表一の項第一号中「二〇、九〇〇」を「二二、〇〇〇」に改め、同項第二号中「一〇、四〇〇」を「一一、〇〇〇」に改める。

別表第一四十二の表一の項中「三二、〇〇〇」を「三三、三〇〇」に改め、同表二の項中「二八、〇〇〇」を「二九、七〇〇」に改める。

別表第一四十三の表一の項中「七〇〇」を「八五〇」に改め、同表二の項中「三、四一〇」を「四、二〇〇」に改める。

別表第一四十六の表十一の項第一号イ中「一九四、七四〇」を「二〇七、七九〇」に改め、同号ロ中「一八一、六〇〇」を「一九三、七一〇」に改め、同号ヘ中「五三〇」を「五八〇」に、「二、四二〇」を「二、六四〇」に、「六、一六〇」を「六、六〇〇」に、「一〇、六九〇」を「一一、四四〇」に、「一四、三六〇」を「一五、二九〇」に改め、同項第二号イ中「三、二〇〇」を「三、五二〇」に改め、同号ロ中「五、一七〇円」を「五、五〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、五五〇円」に改め、同表十二の項第二号ハ中「五、二八〇」を「五、六〇〇」に改め、同表十三の項第一号イ中「二、五四〇」を「二、七五〇」に、「四、七四〇」を「五、二八〇」に改め、同号ロ中「七、八一〇」を「八、二五〇」に、「一六、六〇〇」を「一七、七一〇」に改め、同項第二号イ中「一三、二四〇」を「一四、九六〇」に改め、同号ロ中「六、一六〇」を「六、八二〇」に改め、同表十四の項第一号ロ中「一〇、〇一〇」を「一一、四五〇」に改め、同号ハ中「四二、九五〇」を「四八、六四〇」に改め、同号ホ中「一四、三五〇」を「一六、五一〇」に改め、同号ヘ中「一四、三五〇」を「一六、四一〇」に改め、同号ト中「三〇、八〇〇」を「三五、〇八〇」に改め、同号チ中「三九、六〇〇」を「四四、九三〇」に改め、同号リ中「三六、三五〇」を「四一、三一〇」に改め、同号ヌ中「三七、四〇〇」を「四二、四二〇」に改め、同号ル中「五一、七五〇」を「五八、五六〇」に改め、同号ヲ中「三六、三五〇」を「四一、二九〇」に改め、同号ヅ中「七、九二〇」を「九、一七〇」に改め、同号カ中「二二、一〇〇」を「二三、七六〇」に改め、同号ヨ中「二二、一五〇」を「二三、九九〇」に改める。

別表第一四十八の表一の項中「二、四二〇」を「四、四〇〇」に改める。

別表第一四十九の表中「三〇〇」を「三五〇」に改める。

（中部山岳国立公園奥飛驒ビクターセンター条例の一部改正）

第三条 中部山岳国立公園奥飛驒ビクターセンター条例（令和五年岐阜県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表一の表多目的エリアの項中「四、七〇〇」を「五、〇七〇」に、「六、三〇〇」を「六、七六〇」に、「九、九〇〇」を「一〇、六四〇」に改める。

（岐阜県福祉・農業会館利用料金条例の一部改正）

第四条 岐阜県福祉・農業会館利用料金条例（昭和五十五年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表大会議室の項中「一九、八〇〇円」を「二二、二八〇円」に、「九、九〇〇円」を「一一、一四〇円」に改め、同表研修室の項中「六、六〇〇円」を「七、四二〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、七一〇円」に改め、同表会議室の項中「三、九六〇円」を「四、四六〇円」に、「一、九八〇円」を「二、二三〇円」に改める。

（南飛驒健康増進センター条例の一部改正）

第五条 南飛驒健康増進センター条例（平成十五年岐阜県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表一１の表営利を目的としない場合の部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「七、六五〇」を「八、四七〇」に、「一一、二八〇」を「一二、四九〇」に、「一八、九二〇」を「二〇、九四〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「九、二四〇」を「一〇、二三〇」に、「一四、三六〇」を「一五、九〇〇」に、「二三、六〇〇」を「二六、一三〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平日の項中「九、九六〇」を「一一、〇三〇」に、「一一四、八五〇」を「一六、四四〇」に、「二四、八一〇」を「二七、四六〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一二、三二〇」を「一三、六四〇」に、「一九、五三〇」を「二一、六二〇」に、「三一、八五〇」を「三五、二六〇」に改め、同表営利を目的とする場合の部平日の項中「一二、三二〇」を「一三、六四〇」に、「一八、四八〇」を「二〇、四六〇」に、「三〇、八〇〇」を「三四、一〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「一五、四〇〇」を「一七、〇五〇」に、「二四、五九〇」を「二七、二二〇」に、「三九、九九〇」を「四四、二七〇」に改める。

別表一２の表中会議室の項中「一、八七〇」を「二、〇七〇」に、「二、五三〇」を「二、八〇〇」に、「三、九一〇」を「四、三三〇」に改め、同表小会議室の項中「八三〇」を「九二〇」に、「一、一六〇」を「一、二八〇」に、「一、七六〇」を「一、九五〇」に改め、同表和室の項中「一、〇五〇」を「一、一六〇」に、「一、三八〇」を「一、五三〇」に、「二、二〇〇」を「二、四四〇」に改める。

別表二の表宿泊に使用する場合の項中「三、三〇〇」を「三、六五〇」に改め、同表宿泊に

外に使用する場合の項中「一、五二〇」を「一、六八〇」に、「一、九九〇」を「二、二〇〇」に、「三、一四〇」を「三、四八〇」に改める。

（岐阜県福祉友愛プール条例の一部改正）

第六条 岐阜県福祉友愛プール条例（平成二十七年岐阜県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表温水プールの部一般利用の項中「四一〇円」を「四六〇円」に改め、同部全部利用の項中「三、〇六〇円」を「三、四二〇円」に改め、同部コース利用（一コースにつき）の項中「五一〇円」を「五七〇円」に改め、同表会議室の部中「七六〇円」を「八六〇円」に改める。

（岐阜県福祉友愛アリーナ条例の一部改正）

第七条 岐阜県福祉友愛アリーナ条例（平成三十年岐阜県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表フロアの部全部を利用する場合の項中「一、〇二〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同部二分の一を利用する場合の項中「五一〇円」を「五五〇円」に改め、同表サウンドテーブルテニス室の部中「三六〇円」を「三八〇円」に改める。

（ソフトピアジャパンセンター条例の一部改正）

第八条 ソフトピアジャパンセンター条例（平成七年岐阜県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の表大ホールの部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「一八、五〇〇」を「二〇、七〇〇」に、「二七、一〇〇」を「三〇、三〇〇」に、「二九、六〇〇」を「三三、一〇〇」に、「四五、六〇〇」を「五一、〇〇〇」に、「五六、七〇〇」を「六三、四〇〇」に、「七五、二〇〇」を「八四、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二二、二〇〇」を「二四、八〇〇」に、「三四、五〇〇」を「三八、六〇〇」に、「三九、四〇〇」を「四四、一〇〇」に、「五六、七〇〇」を「六三、四〇〇」に、「七三、九〇〇」を「八二、七〇〇」に、「九六、四〇〇」を「一〇七、八〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平日の項中「二九、六〇〇」を「三三、一〇〇」に、「四四、四〇〇」を「四九、六〇〇」に、「四九、三〇〇」を「五五、一〇〇」に、「七三、九〇〇」を「八二、七〇〇」に、「九三、六〇〇」を「一〇四、八〇〇」に、「一二三、二〇〇」を「一三七、八〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三七、〇〇〇」を「四一、四〇〇」に、「五九、一〇〇」を「六六、二〇〇」に、「六九、〇〇〇」を「七七、二〇〇」に、「九六、一〇〇」を「一〇七、五〇〇」に、「一二八、一〇〇」を「一四三、四〇〇」に、「一六五、一〇〇」を「一八四、七〇〇」に改め、同表小ホールの部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「五、九〇〇」を「六、六〇〇」に、「八、七〇〇」を「九、七〇〇」に、「九、五〇〇」を「一〇、六〇〇」に、「一四、七〇〇」を「一六、四〇〇」に、「一八、二〇〇」を「二〇、四〇〇」

に、「二四、二〇〇」を「二七、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「七、一〇〇」を「八、〇〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一二、四〇〇」に、「一二、七〇〇」を「一四、二〇〇」に、「一八、二〇〇」を「二〇、四〇〇」に、「二三、八〇〇」を「二六、六〇〇」に、「三〇、九〇〇」を「三四、六〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平日の項中「九、五〇〇」を「一〇、六〇〇」に、「一四、三〇〇」を「一六、〇〇〇」に、「一五、八〇〇」を「一七、七〇〇」に、「二三、八〇〇」を「二六、六〇〇」に、「三〇、一〇〇」を「三三、七〇〇」に、「三九、六〇〇」を「四四、三〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一一、九〇〇」を「一三、三〇〇」に、「一九、〇〇〇」を「二一、三〇〇」に、「二二、二〇〇」を「二四、八〇〇」に、「三〇、九〇〇」を「三四、六〇〇」に、「四一、二〇〇」を「四六、一〇〇」に、「五三、一〇〇」を「五九、四〇〇」に改め、同表会議室の部第一大会議室の款中「九、二〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「一二、三〇〇」を「一三、八〇〇」に、「一五、四〇〇」を「一七、二〇〇」に、「一九、四〇〇」を「二一、七〇〇」に、「二四、九〇〇」を「二七、九〇〇」に、「三一、四〇〇」を「三五、一〇〇」に改め、同部第二大会議室の款中「一三、五〇〇」を「一五、一〇〇」に、「一八、〇〇〇」を「二〇、二〇〇」に、「二二、六〇〇」を「二五、二〇〇」に、「二八、四〇〇」を「三一、八〇〇」に、「三六、五〇〇」を「四〇、九〇〇」に、「四六、〇〇〇」を「五一、五〇〇」に改め、同部第一中会議室の款中「六、三〇〇」を「七、〇〇〇」に、「八、四〇〇」を「九、四〇〇」に、「一〇、五〇〇」を「一一、七〇〇」に、「一三、二〇〇」を「一四、七〇〇」に、「一六、九〇〇」を「一八、九〇〇」に、「二一、三〇〇」を「二三、九〇〇」に改め、同部第二中会議室及び第四中会議室の款中「三、〇〇〇」を「三、三〇〇」に、「四、〇〇〇」を「四、四〇〇」に、「五、〇〇〇」を「五、五〇〇」に、「六、二〇〇」を「七、〇〇〇」に、「八、〇〇〇」を「九、〇〇〇」に、「一〇、一〇〇」を「一一、三〇〇」に改め、同部第三中会議室の款中「二、三〇〇」を「二、六〇〇」に、「三、一〇〇」を「三、四〇〇」に、「三、九〇〇」を「四、三〇〇」に、「四、九〇〇」を「五、四〇〇」に、「六、二〇〇」を「七、〇〇〇」に、「七、九〇〇」を「八、八〇〇」に改め、同部第五中会議室の款中「三、三〇〇」を「三、七〇〇」に、「四、四〇〇」を「四、九〇〇」に、「五、五〇〇」を「六、二〇〇」に、「六、九〇〇」を「七、八〇〇」に、「八、九〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一一、二〇〇」を「一二、六〇〇」に改め、同部第七中会議室の款中「四、六〇〇」を「五、二〇〇」に、「六、二〇〇」を「六、九〇〇」に、「七、七〇〇」を「八、六〇〇」に、「九、七〇〇」を「一〇、九〇〇」に、「一二、五〇〇」を「一四、〇〇〇」に、「一五、七〇〇」を「一七、六〇〇」に改め、同部第八中会議室及び第十中会議室の款中「一、三〇〇」を「一、五〇〇」に、「一、八〇〇」を「二、〇〇〇」に、「二、二〇〇」を「二、五〇〇」に、「二、八〇〇」を「三、一〇〇」に、「三、六〇〇」を「四、〇〇〇」に、「四、五〇〇」を「五、〇〇〇」に改め、同部第一小会議室及び第四小会議室の款中

「二八〇」を「三一〇」に改め、同部第二小会議室及び第五小会議室の款中「一二〇」を「一四〇」に改め、同部第三小会議室及び第六小会議室の款中「二三〇」を「二六〇」に改め、同表レセプションルームの部レセプションルームの款中「二、四六〇」を「二、七六〇」に改め、同部小レセプションルームの款中「六一〇」を「六八〇」に改め、同表技術開発室の部中「二、六四〇」を「二、九五〇」に改め、同表駐車場の部第一駐車場の款中「一一〇、」を「一二〇、」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改め、同部第二駐車場の款中「八、八〇〇」を「九、八五〇」に改める。

別表二の表技術開発室の項中「二、六四〇」を「二、九五〇」に改める。

別表三の表実習室の部中「一〇、五〇〇」を「一一、七〇〇」に、「一二、七〇〇」を「一四、二〇〇」に、「一四、九〇〇」を「一六、七〇〇」に、「二〇、九〇〇」を「二三、三〇〇」に、「二四、八〇〇」を「二七、八〇〇」に、「三二、四〇〇」を「三六、二〇〇」に改め、同表研修室の部第一研修室の項中「一〇、四〇〇」を「一一、六〇〇」に、「一二、六〇〇」を「一四、一〇〇」に、「二四、八〇〇」を「二六、六〇〇」に、「二〇、七〇〇」を「二三、二〇〇」に、「二四、七〇〇」を「二七、六〇〇」に、「三二、一〇〇」を「三六、〇〇〇」に改め、同部第二研修室の項中「二、三〇〇」を「二、六〇〇」に、「三、一〇〇」を「三、四〇〇」に、「三、九〇〇」を「四、三〇〇」に、「四、九〇〇」を「五、四〇〇」に、「六、二〇〇」を「七、〇〇〇」に、「七、九〇〇」を「八、八〇〇」に改め、同表技術開発室の部中「二、六四〇」を「二、九五〇」に改め、同表インキュベートルームの部中「一、一〇〇」を「一、二三〇」に改める。

別表四の表技術開発室の項中「二、六四〇」を「二、九五〇」に改め、同表宿泊施設（全部利用に限る。）の項中「三九、九三〇」を「四四、六七〇」に改める。

（テクノプラザものづくり支援センター条例の一部改正）

第九条 テクノプラザものづくり支援センター条例（平成十年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表一の表多目的ホールの部中「一二、一五〇」を「一三、六三〇」に、「一六、一三〇」を「一八、一〇〇」に、「二二、七九〇」を「二四、四五〇」に、「二五、四五〇」を「二八、五六〇」に、「三四、三七〇」を「三八、五六〇」に改め、同表会議室の部第一会議室及び第二会議室の項中「三、六七〇」を「四、一二〇」に、「四、九二〇」を「五、五二〇」に、「六、六〇〇」を「七、四一〇」に、「七、六五〇」を「八、五八〇」に、「一〇、三七〇」を「一一、六三〇」に改め、同部第三会議室の項中「三、八八〇」を「四、三五〇」に、「五、一三〇」を「五、七六〇」に、「六、九二〇」を「七、七六〇」に、「八、〇七〇」を「九、〇五〇」に、「一一、〇〇〇」を「一二、三四〇」に改め、同部第四会議室及び第五会議室の項中「三、二五〇」を「三、六五〇」に、「四、三〇〇」を「四、八二〇」に、「五、七七〇」を「六、四七〇」に、「六、七〇〇」を「七、五二〇」に、「九、一二〇」を「一

〇、二三〇」に改め、同部特別会議室の項中「五、二四〇」を「五、八八〇」に、「六、九二〇」を「七、七六〇」に、「九、三二〇」を「一〇、四六〇」に、「一〇、九〇〇」を「一二、二三〇」に、「一四、六七〇」を「一六、四六〇」に改め、同表実証室の部中「八七〇」を「九二〇」に改める。

別表二の表研修室の部第一研修室、第二研修室、第五研修室及び第七研修室の項中「一、七六〇」を「一、八六〇」に、「二、三四〇」を「二、四八〇」に、「三、四九〇」を「三、六九〇」に改め、同部第三研修室及び第四研修室の項中「四、四〇〇」を「四、六六〇」に、「五、八六〇」を「六、二〇〇」に、「八、七二〇」を「九、二三〇」に改め、同部第六研修室、第十二研修室及び第十五研修室の項中「三、五二〇」を「三、七三〇」に、「四、六九〇」を「四、九六〇」に、「六、九八〇」を「七、三九〇」に改め、同部第八研修室、第九研修室及び第十研修室の項中「二、六四〇」を「二、八〇〇」に、「三、五二〇」を「三、七三〇」に、「五、二四〇」を「五、五五〇」に改め、同部第十一研修室の項中「七、九一〇」を「八、三七〇」に、「一〇、五五〇」を「一一、一七〇」に、「一五、六九〇」を「一六、六一〇」に改め、同部第十三研修室の項中「六、一六〇」を「六、五二〇」に、「八、二二〇」を「八、六九〇」に、「一二、二二〇」を「一二、九三〇」に改め、同部第十四研修室の項中「九、六七〇」を「一〇、二四〇」に、「一二、九〇〇」を「一三、六六〇」に、「一九、一八〇」を「二〇、三二〇」に改め、同表講師控室の部中「八八〇」を「九三〇」に、「一、一七〇」を「一、三二〇」に、「一、七四〇」を「一、九五〇」に改める。

別表三の表第一研修室、第二研修室及び第三研修室の項中「一、五六〇」を「一、七五〇」に、「二、〇七〇」を「二、三二〇」に、「三、〇九〇」を「三、四七〇」に改める。

別表四の表ベンチャーファクトリーの項中「八七〇」を「九七〇」に改める。

（岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部改正）

第十条 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一十二の表一の項第一号イ中「七七〇」を「九六〇」に改め、同号ハ中「二、五四〇」を「三、一五〇」に改め、同号ニ中「四、〇一〇」を「五、〇一〇」に改め、同号ホ中「五、二七〇」を「六、五六〇」に改め、同項第二号イ中「一、三二〇」を「一、六〇〇」に改め、同号ロ中「二、二〇〇」を「二、三六〇」に改め、同号ハ中「二、九三〇」を「三、四九〇」に改め、同号ニ中「四、四六〇」を「五、五八〇」に改め、同号ホ中「五、九四〇」を「七、四三〇」に改め、同項第三号イ中「五三〇」を「六一〇」に改め、同号ロ中「一、一七〇」を「一、四〇〇」に改め、同号ハ中「三、六七〇」を「四、四〇〇」に改め、同項第四号イ中「一、一七〇」を「一、三〇〇」に改め、同号ハ中「三、〇七〇」を「三、四五〇」に改め、同項第六号中「一、五二〇」を「二、六〇〇」に改め、同項第七号中「二、四一〇」を「二、五五〇」に改め、同項第八号中「二、九三〇」を「三、六六〇」に改め、同項第九号イ

中「三、五二〇」を「三、八〇〇」に改め、同号口中「五、三八〇」を「六、七三〇」に改め、同項第十号イ中「四、五七〇」を「五、六五〇」に改め、同号口中「七、八二〇」を「九、三七〇」に改め、同項第十一号中「二、〇七〇」を「二、三二〇」に改め、同項第十二号中「五、四〇〇」を「六、五九〇」に改め、同項第十四号中「六、六四〇」を「七、九二〇」に改め、同項第十五号中「五、九一〇」を「六、八六〇」に改め、同項第十六号中「六、七四〇」を「七、四一〇」に改め、同項第十七号口中「二、八七〇」を「三、四二〇」に改め、同項第十九号中「六、一一〇」を「七、一〇〇」に改め、同項第二十号口中「一、三〇〇円」を「一、六三〇円」に改め、同項第二十二号中「六、八八〇円」を「八、六〇〇円」に、「三、二三〇円」を「四、〇四〇円」に改め、同項第二十四号中「一、二四〇」を「一、三三〇」に改め、同項第二十五号中「二〇、〇七〇」を「一一、六九〇」に改め、同項第二十六号中「二〇、六六〇」を「二四、三一〇」に改め、同項第二十七号イ中「四、八七〇円」を「六、〇九〇円」に、「一、五三〇円」を「一、九一〇円」に改め、同号口中「五、四四〇円」を「六、〇九〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、六三〇円」に改め、同号ハ中「六、〇一〇円」を「六、六七〇円」に、「二、六七〇円」を「三、二九〇円」に改め、同表二の項第一号中「二、四一〇」を「二、五九〇」に改め、同項第二号中「一、二〇〇」を「一、五〇〇」に改め、同項第四号中「四、六一〇」を「五、七六〇」に改め、同項第五号中「二、二四〇」を「二、八〇〇」に改め、同項第七号中「五、六四〇」を「六、七三〇」に改め、同項第九号中「一、三二〇」を「一、四三〇」に改め、同項第十一号中「一、〇〇〇」を「一、〇六〇」に改め、同項第十二号中「七二〇」を「八六〇」に改め、同項第十三号中「二〇、七九〇」を「二五、九九〇」に改め、同項第十四号中「一、五四〇」を「一、九三〇」に改め、同項第十五号中「一、八〇〇」を「二、二五〇」に改め、同表三の項第一号中「一、七四〇」を「二、〇七〇」に改め、同項第三号中「一、五二〇」を「一、六九〇」に改め、同項第四号中「八一〇」を「一、〇一〇」に改め、同項第五号中「一、五二〇」を「一、九〇〇」に改め、同項第六号中「一、〇七〇」を「二、三四〇」に改め、同項第七号から第十号までの規定中「四、三二〇」を「五、一一〇」に改め、同項第十一号中「一、九〇〇」を「二、二〇〇」に改め、同項第十四号イ中「五、四七〇」を「五、八七〇」に改め、同号口中「五、四二〇」を「五、八七〇」に改め、同号ハ中「四、八〇〇」を「五、八七〇」に改め、同項第十六号中「一、九二〇」を「二、二二〇」に改め、同項第十七号中「二、二三〇」を「二、七九〇」に改め、同項第二十号中「六、五四〇」を「八、一八〇」に改め、同項第二十一号中「四、六〇〇」を「五、七五〇」に改め、同項第二十二号中「四、二九〇」を「五、三六〇」に改め、同項第二十三号イ中「五、〇九〇」を「六、三六〇」に改め、同号口中「四、三八〇」を「五、四八〇」に改め、同号ハ中「六、七七〇」を「八、四六〇」に改め、同号ニ中「三、〇二〇」を「三、七八〇」に改め、同号ホ中「四、八七〇」を「六、〇九〇」に改め、同表四の項第一号中「二、〇七〇」を「二、五九〇」に改め、同項第二号中「一、七五〇」を「二、一九〇」

に改め、同項第三号中「一、九八〇」を「二、四八〇」に改め、同項第四号中「一、一〇〇」を「一、二七〇」に改め、同項第五号中「一、五二〇」を「一、九〇〇」に改め、同項第九号中「一、〇〇〇」を「一、二五〇」に改め、同項第十号中「八二〇」を「一、〇三〇」に改め、同項第十一号中「八〇〇」を「一、〇〇〇」に改め、同項第十二号中「一、二二〇」を「一、五三〇」に改め、同項第十三号中「一、四〇〇」を「一、七五〇」に改め、同項第十四号中「一、九〇〇」を「二、三八〇」に改め、同項第十五号及び第十六号イ中「一、五二〇」を「一、九〇〇」に改め、同項第十八号中「一、六九〇」を「二、〇〇〇」に改め、同項第十九号中「一、二二〇」を「一、五三〇」に改め、同項第二十号中「一、四八〇」を「一、八五〇」に改め、同項第二十一号中「三、四六〇」を「四、三三〇」に改め、同項第二十二号中「二、七八〇」を「三、四八〇」に改め、同項第二十四号中「一、〇七〇」を「一、三四〇」に改め、同項第二十五号中「七三〇」を「九一〇」に改め、同項第二十六号イ中「一、三五〇」を「一、六九〇」に改め、同項第二十九号中「三、二七〇」を「三、八〇〇」に改め、同項第三十号中「二、〇九〇」を「二、五七〇」に改め、同項第三十一号中「一、九九〇」を「二、四九〇」に改め、同項第三十二号中「七九〇円」を「九九〇円」に、「四七〇円」を「五九〇円」に改め、同項第三十三号中「八三〇」を「一、〇四〇」に改め、同項第三十四号及び第三十五号中「八七〇」を「一、〇九〇」に改め、同項第三十六号中「九二〇」を「一、一五〇」に改め、同項第三十七号中「七九〇」を「九九〇」に改め、同項第三十八号及び第三十九号中「八七〇」を「一、〇九〇」に改め、同項第四十号中「一、五二〇」を「一、九〇〇」に改め、同項第四十一号中「一、四六〇」を「一、八三〇」に改め、同項第四十二号中「一、一二〇」を「一、四〇〇」に改め、同項第四十三号中「一、七六〇」を「二、二〇〇」に改め、同項第四十四号中「一、一七〇」を「一、四六〇」に改め、同項第四十五号中「一、二九〇」を「一、六一〇」に改め、同項第四十六号中「一、四六〇」を「一、八三〇」に改め、同項第四十七号中「八〇〇」を「一、〇〇〇」に改め、同表五の項第八号中「八、九〇〇」を「九、三七〇」に改め、同項第九号イ中「四、九〇〇」を「五、四九〇」に改め、同号ロ中「六、六〇〇」を「七、六三〇」に改め、同項第十号ロ中「一〇、二二〇」を「一一、一五〇」に改め、同号ハ中「三九、〇九〇」を「四五、五九〇」に改め、同項第十五号中「二、二二〇」を「二、四三〇」に改め、同項第十九号イ中「二、七九〇」を「三、一八〇」に改め、同号ロ中「七、五四〇」を「八、三三〇」に改め、同表六の項第一号から第四号までの規定中「六七〇」を「八四〇」に改め、同項第五号イ中「一、二二〇」を「一、五三〇」に改め、同号ロ中「二、七九〇」を「三、三二〇」に改め、同項第六号及び第七号中「一、二二〇」を「一、五三〇」に改め、同項第八号中「一、七五〇」を「二、一九〇」に改め、同項第九号中「一、一七〇」を「一、四六〇」に改め、同項第十号中「一、二七〇」を「一、五九〇」に改め、同項第十一号中「一、七五〇」を「二、一九〇」に改め、同項第十二号中「一、六九〇」を「二、一一〇」に改め、同項第十三号中「三、五二〇」を「四、四〇〇」に改め、

同項第十四号中「一、八三〇」を「二、二九〇」に改め、同項第十五号中「一、二二〇」を「一、五三〇」に改め、同項第十六号中「三、九〇〇」を「四、八八〇」に改め、同項第十七号中「一、一七〇」を「一、四六〇」に改め、同項第十八号中「九九〇」を「一、二四〇」に改め、同項第十九号中「一、六九〇」を「二、一一〇」に改め、同項第二十号中「二、三五〇」を「二、九四〇」に改め、同項第二十一号中「四、二五〇」を「四、七九〇」に改め、同項第二十二号中「五二〇」を「六五〇」に改め、同項第二十三号中「一、六九〇」を「二、一一〇」に改め、同項第二十四号中「二、六〇〇」を「三、二〇〇」に改め、同項第二十五号中「二、二九〇」を「二、七四〇」に改め、同項第二十六号中「二、五六〇」を「三、二〇〇」に改め、同項第二十七号中「三、二四〇」を「四、〇五〇」に改め、同項第二十八号中「八〇〇」を「一、〇〇〇」に改め、同項第二十九号中「四、五五〇」を「五、一一〇」に改め、同項第三十二号中「三、四一〇」を「三、八二〇」に改め、同表七の項第一号中「一、一七〇」を「一、四六〇」に改め、同項第二号イ中「一、七四〇」を「二、〇四〇」に改め、同項第三号中「一、五二〇」を「一、六四〇」に改め、同項第四号中「二六〇円」を「三三〇円」に改め、同項第五号中「四六〇円」を「五三〇円」に改め、同項第六号イ中「五、二二〇」を「五、九三〇」に改め、同号口中「一、二三〇」を「一、四七〇」に改め、同項第七号口中「九、八二〇円」を「一〇、四九〇円」に、「一、八一〇円」を「二、二六〇円」に改め、同項第八号イ中「一、一七〇」を「一、二五〇」に改め、同項第九号イ中「一、七五〇」を「二、一九〇」に改め、同号口中「一、二九〇」を「一、六一〇」に改め、同項第十号中「一、五二〇」を「一、九〇〇」に改め、同項第十一号イ中「五二〇」を「六五〇」に改め、同号口中「二、六七〇」を「二、八五〇」に改め、同項第十二号イ中「二、〇五〇円」を「二、五三〇円」に、「三三〇円」を「四一〇円」に改め、同号口中「三、五三〇円」を「四、四一〇円」に、「二、一三〇円」を「二、六六〇円」に改め、同号備考中「二八〇円」を「三五〇円」に改め、同項第十七号イ中「二、五一〇」を「三、一四〇」に改め、同号口中「三、九八〇」を「四、三〇〇」に改め、同項第十九号中「二、三七〇円」を「二、四九〇円」に、「二八〇円」を「三五〇円」に、「一、三二〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同項第二十号イ中「四、四四〇」を「五、五五〇」に改め、同号口中「二、〇三〇円」を「一、五、〇四〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「二、六三〇円」に改め、同表八の項第一号イ中「三、四七〇」を「四、三四〇」に改め、同号口中「六、四〇〇」を「八、〇〇〇」に改め、同項第二号イ中「三、六九〇円」を「四、六一〇円」に、「二、六一〇円」を「三、二六〇円」に改め、同号口中「四、七六〇円」を「五、九五〇円」に、「二、六一〇円」を「三、二六〇円」に改め、同項第三号中「一、四七〇」を「一、八四〇」に改め、同項第四号イ中「一、五五〇円」を「一、九四〇円」に、「八九〇円」を「一、一一〇円」に改め、同号口中「五、三五〇円」を「六、六九〇円」に、「二、八四〇円」を「三、五五〇円」に改め、同号ハ中「五、四〇〇」を「六、七五〇」に、「七、二〇〇」を「九、〇〇〇」に改め、同項第五

号中「四、二八〇円」を「五、一一〇円」に、「一、五九〇円」を「一、八九〇円」に改め、同項第六号中「五、八四〇」を「七、一四〇」に改め、同項第七号中「七、〇五〇円」を「八、八一〇円」に改め、同項第八号中「三三、三六〇円」を「三六、七〇〇円」に、「三、八六〇円」を「四、八三〇円」に改め、同項第九号イ中「三、四〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「一、二五〇円」を「一、五六〇円」に改め、同号ロ中「二、九〇〇円」を「三、六三〇円」に、「七五〇円」を「九四〇円」に改め、同項第十号中「二、三三〇円」を「二、七〇〇円」に、「一、一六〇円」を「二、三八〇円」に改め、同項第十二号イ中「四、九九〇」を「六、二四〇」に改め、同号ロ中「四、九九〇円」を「六、二四〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、五五〇円」に改め、同号ニ中「七、二一〇」を「九、〇一〇」に改め、同号ホ中「一、二六〇円」を「一四、五五〇円」に改め、同項第十三号イ中「四、七九〇」を「五、九九〇」に改め、同号ロ中「四、二六〇円」を「五、三三〇円」に、「一、六九〇円」を「二、一〇円」に改め、同号ハ中「五、五八〇円」を「六、九八〇円」に、「六、一二〇円」を「七、六五〇円」に、「三、七一〇円」を「四、六四〇円」に改め、同項第十四号ロ中「三、五一〇」を「四、一七〇」に改め、同号ハ及びニ中「一一、八九〇円」を「一二、八四〇円」に改め、同項第十五号イ中「一九、三〇〇円」を「二四、一三〇円」に、「一、四四〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同号ロ中「六、六三〇」を「八、二九〇」に、「一〇、三六〇」を「一二、九五〇」に、「二四、九七〇」を「二八、七二〇」に改め、同項第十六号ロ中「一二、七二〇」を「一三、五五〇」に改め、同号ハ中「一六、五七〇」を「二〇、〇三〇」に改め、同項第十七号中「三、七四〇」を「四、六八〇」に改め、同項第十八号イ中「四、三〇〇」を「五、三八〇」に改め、同項第二十号イ中「一、二五〇」を「一、四三〇」に改め、同号ロ中「二、四一〇」を「三、〇一〇」に改め、同号ホ中「二七〇」を「三四〇」に改め、同表九の項第七号イ中「一一、六五〇」を「一二、四三〇」に改め、同号ロ中「一二、一八〇」を「一三、一二〇」に改め、同項第八号イ中「五、六三〇」を「六、二三〇」に改め、同号ロ中「六、〇四〇」を「六、六九〇」に改め、同項第九号イ中「一一、六八〇」を「一三、六四〇」に改め、同号ロ中「一二、五一〇」を「一五、六四〇」に改め、同項第十号イ中「一三、一一〇」を「一四、一六〇」に改め、同号ロ中「一五、九八〇」を「一七、〇三〇」に改め、同項第十二号中「一六、四四〇」を「二七、四八〇」に改め、同項第十三号イ中「五、五六〇」を「五、九七〇」に改め、同号ロ中「五、七八〇」を「六、六〇〇」に改め、同項第十四号中「五、八九〇」を「六、四五〇」に改め、同項第十六号中「二、六二〇円」を「二、七七〇円」に改め、同表十の項第一号から第四号までの規定中「二、一四〇」を「二、六八〇」に改め、同項第五号中「一、七二〇」を「二、一五〇」に改め、同項第六号中「二、二〇〇」を「二、七五〇」に改め、同項第七号中「六、九九〇円」を「七、七九〇円」に改め、同項第八号中「五、四三〇円」を「六、四二〇円」に改め、同項第十号中「四、二〇〇」を「四、七五〇」に改め、同項第十二号中「二、二〇〇」を「二、七五〇」に改め、同項第十三号中「二、

三二〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同項第十四号中「六六〇円」を「七〇〇円」に改め、同項第二十一号口中「一、四六〇」を「一、六二〇」に改め、同項第二十三号イ中「七、九七〇」を「八、九八〇」に改め、同号ニ中「二〇三、三八〇円」を「一一三、八〇〇円」に改め、同項第二十四号イ中「一、〇七〇円」を「一、三四〇円」に改め、同号口中「六、四九〇円」を「七、五五〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同項第二十五号ニ中「二、二二〇」を「二、三五〇」に改め、同号ホ中「二、四四〇」を「三、〇五〇」に改め、同項第二十六号中「一、一六〇」を「一、二五〇」に改め、同項第二十七号中「三八〇円」を「四八〇円」に改め、同項第二十八号中「三、一五〇」を「三、八二〇」に改め、同表十一の項第一号イ中「一、七三〇」を「一、九八〇」に改め、同号口中「二、七九〇」を「三、〇九〇」に改め、同号ハ中「三、六九〇」を「四、〇二〇」に改め、同号ニ中「六、〇九〇」を「六、五六〇」に改め、同項第二号中「八七〇」を「一、〇九〇」に改め、同表十二の項第一号中「四、八〇〇」を「五、〇六〇」に改め、同項第二号中「八、三五〇」を「八、八四〇」に改める。

別表第一十四の表卒業証明書、修了証明書、成績証明書その他の学業に関する文書の交付の項中「三〇〇」を「三五〇」に改める。

（岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例の一部改正）

第十一条 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例（平成二十九年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表入館料の部六十歳以上の者及び高校生の款個人の項中「二五五円」を「三〇〇円」に、「六六〇円」を「七五〇円」に改め、同款団体（二〇人以上に限る。）の項中「二〇五円」を「二五〇円」に改め、同部その他の者の款個人の項中「四一〇円」を「四五〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同款団体（二〇人以上に限る。）の項中「三五五円」を「四〇〇円」に改め、同表備考第二号中「八百二十円」を「九百円」に改める。

（セラミックパークMINO条例の一部改正）

第十二条 セラミックパークMINO条例（平成十三年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の表全部利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五五〇円以下であるものの款平日の項中「二〇九、四〇〇」を「二二一、一〇〇」に、「一三六、七〇〇」を「一五一、三〇〇」に、「二四六、一〇〇」を「二七二、三〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二二〇、三〇〇」を「二三三、一〇〇」に、「一五〇、四〇〇」を「一六六、四〇〇」に、「二七〇、七〇〇」を「二九九、五〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が五五〇円を超え、一、六五〇円以下であるものの款平日の項中「一九一、四〇〇」を「二二一、八〇〇」に、「二三九、二〇〇」を「二六四、七〇〇」に、「四三〇、六〇〇」を「四七六、五〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二二〇、

五〇〇」を「二三二、九〇〇」に、「二六三、二〇〇」を「二九一、二〇〇」に、「四七三、七〇〇」を「五二四、一〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が一、六五〇円を超え、三、三〇〇円以下であるものの款平日の項中「二一八、八〇〇」を「二四二、一〇〇」に、「二七三、四〇〇」を「三〇二、五〇〇」に、「四九二、二〇〇」を「五四四、六〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二四〇、六〇〇」を「二六六、二〇〇」に、「三〇〇、八〇〇」を「三三二、八〇〇」に、「五四一、四〇〇」を「五九九、〇〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が三、三〇〇円を超えるものの款平日の項中「二七三、四〇〇」を「三〇二、五〇〇」に、「三四一、八〇〇」を「三七八、二〇〇」に、「六一五、二〇〇」を「六八〇、七〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三〇〇、八〇〇」を「三三二、八〇〇」に、「三七六、〇〇〇」を「四一六、〇〇〇」に、「六七六、八〇〇」を「七四八、八〇〇」に改め、同表A区分利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五五〇円以下であるものの款平日の項中「六一、一〇〇」を「六七、六〇〇」に、「七六、三〇〇」を「八四、五〇〇」に、「一三七、四〇〇」を「一五二、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「六七、二〇〇」を「七四、四〇〇」に、「八三、九〇〇」を「九二、九〇〇」に、「一五一、一〇〇」を「一六七、二〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が五五〇円を超え、一、六五〇円以下であるものの款平日の項中「一〇六、九〇〇」を「一一八、三〇〇」に、「一三三、六〇〇」を「一四七、九〇〇」に、「二四〇、五〇〇」を「二六六、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一一七、六〇〇」を「一三〇、二〇〇」に、「一四六、九〇〇」を「一六二、六〇〇」に、「二六四、五〇〇」を「二九二、七〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が一、六五〇円を超え、三、三〇〇円以下であるものの款平日の項中「一二二、一〇〇」を「一三五、一〇〇」に、「一五二、七〇〇」を「一六九、〇〇〇」に、「二七四、八〇〇」を「三〇四、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一三四、四〇〇」を「一四八、七〇〇」に、「一六七、九〇〇」を「一八五、八〇〇」に、「三〇二、三〇〇」を「三三四、五〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が三、三〇〇円を超えるものの款平日の項中「二五二、七〇〇」を「一六九、〇〇〇」に、「一九〇、八〇〇」を「二一一、一〇〇」に、「三四三、五〇〇」を「三八〇、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一六八、〇〇〇」を「一八五、九〇〇」に、「二〇九、九〇〇」を「二三二、三〇〇」に、「三七七、九〇〇」を「四一八、一〇〇」に改め、同表B区分利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五五〇円以下であるものの款平日の項中「四六、二〇〇」を「五一、二〇〇」に、「五七、七〇〇」を「六三、九〇〇」に、「一〇三、九〇〇」を「一一五、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「五〇、八〇〇」を「五六、三〇〇」に、「六三、五〇〇」を「七〇、三〇〇」に、「一一四、三〇〇」を「一二六、五〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が五五〇円を超え、一、六五〇円以下である

ものの款平日の項中「八〇、八〇〇」を「八九、四〇〇」に、「二〇一、〇〇〇」を「二一
一、八〇〇」に、「二八一、八〇〇」を「二〇一、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び
休日の項中「八八、九〇〇」を「九八、四〇〇」に、「一一一、一〇〇」を「一二三、〇〇
〇」に、「二〇〇、〇〇〇」を「二二一、三〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその
額が一、六五〇円を超え、三、三〇〇円以下であるものの款平日の項中「九二、四〇〇」を
「一〇二、三〇〇」に、「二一五、四〇〇」を「一二七、七〇〇」に、「二〇七、八〇〇」を
「二三〇、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一〇一、六〇〇」を「一一
二、五〇〇」に、「一二七、〇〇〇」を「一四〇、六〇〇」に、「二二八、六〇〇」を「二五
三、〇〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が三、三〇〇円を超えるものの款平
日の項中「一一五、四〇〇」を「一二七、七〇〇」に、「一四四、三〇〇」を「一五九、七〇
〇」に、「二五九、七〇〇」を「二八七、四〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項
中「一二七、〇〇〇」を「一四〇、六〇〇」に、「二五八、七〇〇」を「一七五、六〇〇」
に、「二八五、七〇〇」を「三一六、一〇〇」に改める。

別表二の表入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五五〇円以下であ
るものの部平日の項中「一九、四〇〇」を「二一、五〇〇」に、「二五、九〇〇」を「二八、
七〇〇」に、「四五、三〇〇」を「五〇、二〇〇」に、「六四、八〇〇」を「七一、七〇〇」
に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「二一、四〇〇」を「二三、七〇〇」に、「二
八、五〇〇」を「三一、六〇〇」に、「四九、九〇〇」を「五五、三〇〇」に、「七一、三〇
〇」を「七八、九〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が五五〇円を超え、一、
六五〇円以下であるものの部平日の項中「三四、〇〇〇」を「三七、七〇〇」に、「四五、四
〇〇」を「五〇、三〇〇」に、「七九、四〇〇」を「八七、九〇〇」に、「一一三、四〇〇」
を「一二五、五〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「三七、四〇〇」を「四
一、四〇〇」に、「四九、九〇〇」を「五五、三〇〇」に、「八七、三〇〇」を「九六、六〇
〇」に、「一二四、七〇〇」を「一二八、〇〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその
額が一、六五〇円を超え、三、三〇〇円以下であるものの部平日の項中「三八、九〇〇」を
「四三、一〇〇」に、「五一、八〇〇」を「五七、四〇〇」に、「九〇、七〇〇」を「一〇
〇、四〇〇」に、「一二九、六〇〇」を「一四三、四〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び
休日の項中「四二、八〇〇」を「四七、四〇〇」に、「五七、〇〇〇」を「六三、一〇〇」
に、「九九、八〇〇」を「一一〇、五〇〇」に、「一二四、五〇〇」を「一五七、七〇〇」に
改め、同表入場料を徴収する場合でその額が三、三〇〇円を超えるものの部平日の項中「四
八、六〇〇」を「五三、八〇〇」に、「六四、八〇〇」を「七一、七〇〇」に、「一一三、四
〇〇」を「一二五、五〇〇」に、「一二六、〇〇〇」を「一七九、三〇〇」に改め、同部土曜
日、日曜日及び休日の項中「五三、五〇〇」を「五九、二〇〇」に、「七一、三〇〇」を「七
八、九〇〇」に、「一二四、八〇〇」を「一三八、一〇〇」に、「一七八、二〇〇」を「一九

七、二〇〇」に改める。

別表三の表全部利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五五〇円以下であるものの款平日の項中「二〇、〇〇〇」を「一一、一〇〇」に、「一三、三〇〇」を「一四、八〇〇」に、「二三、三〇〇」を「二五、八〇〇」に、「三三、三〇〇」を「三六、九〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一一、〇〇〇」を「一二、二〇〇」に、「一四、六〇〇」を「一六、二〇〇」に、「二五、六〇〇」を「二八、四〇〇」に、「三六、六〇〇」を「四〇、五〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が五五〇円を超え、一、六五〇円以下であるものの款平日の項中「一七、五〇〇」を「一九、四〇〇」に、「二三、三〇〇」を「二五、八〇〇」に、「四〇、八〇〇」を「四五、二〇〇」に、「五八、三〇〇」を「六四、六〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一九、二〇〇」を「二一、三〇〇」に、「二五、六〇〇」を「二八、四〇〇」に、「四九、六〇〇」に、「六四、一〇〇」を「七一、〇〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が一、六五〇円を超え、三、三〇〇円以下であるものの款平日の項中「二〇、〇〇〇」を「二二、二〇〇」に、「二六、六〇〇」を「二九、五〇〇」に、「四六、六〇〇」を「五一、六〇〇」に、「六六、六〇〇」を「七三、七〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二二、〇〇〇」を「二四、四〇〇」に、「二九、三〇〇」を「三二、五〇〇」に、「五一、三〇〇」を「五六、八〇〇」に、「七三、三〇〇」を「八一、一〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が三、三〇〇円を超えるものの款平日の項中「二五、〇〇〇」を「二七、七〇〇」に、「三三、三〇〇」を「三六、九〇〇」に、「五八、三〇〇」を「六四、六〇〇」に、「八三、三〇〇」を「九二、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二七、五〇〇」を「三〇、五〇〇」に、「三六、六〇〇」を「四〇、五〇〇」に、「六四、一〇〇」を「七一、〇〇〇」に、「九二、六〇〇」を「一〇一、四〇〇」に改め、同表二分の一利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五五〇円以下であるものの款平日の項中「六、〇〇〇」を「六、七〇〇」に、「八、〇〇〇」を「八、九〇〇」に、「一四、〇〇〇」を「一五、五〇〇」に、「二〇、〇〇〇」を「二二、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「六、六〇〇」を「七、四〇〇」に、「八、八〇〇」を「九、八〇〇」に、「一五、四〇〇」を「一七、一〇〇」に、「二二、〇〇〇」を「二四、四〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が五五〇円を超え、一、六五〇円以下であるものの款平日の項中「一〇、五〇〇」を「一一、七〇〇」に、「一四、〇〇〇」を「一五、五〇〇」に、「二四、五〇〇」を「二七、二〇〇」に、「三五、〇〇〇」を「三八、八〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一一、五〇〇」を「一二、八〇〇」に、「一五、四〇〇」を「一七、一〇〇」に、「二六、九〇〇」を「二九、八〇〇」に、「三八、四〇〇」を「四二、五〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が一、六五〇円を超え、三、三〇〇円以下であるものの款平日の項中「一二、〇〇〇」を「一三、三

〇〇」に、「一六、〇〇〇」を「一七、八〇〇」に、「二八、〇〇〇」を「三一、〇〇〇」に、「四〇、〇〇〇」を「四四、三〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一三、二〇〇」を「一四、七〇〇」に、「一七、六〇〇」を「一九、五〇〇」に、「三〇、八〇〇」を「三四、一〇〇」に、「四三、九〇〇」を「四八、六〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が三、三〇〇円を超えるものの款平日の項中「二五、〇〇〇」を「一六、六〇〇」に、「二〇、〇〇〇」を「二二、二〇〇」に、「三五、〇〇〇」を「三八、八〇〇」に、「四九、九〇〇」を「五五、三〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一六、五〇〇」を「一八、三〇〇」に、「二二、〇〇〇」を「二四、四〇〇」に、「三八、五〇〇」を「四二、六〇〇」に、「五四、九〇〇」を「六〇、八〇〇」に改める。

別表四の表平日の項中「二、六〇〇」を「二、九〇〇」に、「三、五〇〇」を「三、九〇〇」に、「六、一〇〇」を「六、八〇〇」に、「八、七〇〇」を「九、七〇〇」に改め、同表土曜日、日曜日及び休日の項中「二、九〇〇」を「三、三〇〇」に、「三、八〇〇」を「四、三〇〇」に、「六、七〇〇」を「七、五〇〇」に、「九、六〇〇」を「一〇、七〇〇」に改める。

別表五の表入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五五〇円以下であるものの部平日の項中「三、八〇〇」を「四、三〇〇」に、「五、一〇〇」を「五、七〇〇」に、「八、九〇〇」を「九、九〇〇」に、「一二、八〇〇」を「一四、二〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「四、三〇〇」を「四、八〇〇」に、「五、七〇〇」を「六、四〇〇」に、「一〇、〇〇〇」を「一一、一〇〇」に、「一四、二〇〇」を「一五、八〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が五五〇円を超え、一、六五〇円以下であるものの部平日の項中「六、八〇〇」を「七、六〇〇」に、「九、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一五、八〇〇」を「一七、五〇〇」に、「二二、五〇〇」を「二四、九〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「七、四〇〇」を「八、二〇〇」に、「九、九〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「一七、三〇〇」を「一九、二〇〇」に、「二四、八〇〇」を「二七、五〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が一、六五〇円を超え、三、三〇〇円以下であるものの部平日の項中「七、七〇〇」を「八、六〇〇」に、「一〇、三〇〇」を「一一、四〇〇」に、「一八、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に、「二五、七〇〇」を「二八、五〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「八、五〇〇」を「九、五〇〇」に、「一一、三〇〇」を「一二、六〇〇」に、「一九、八〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「二八、二〇〇」を「三一、二〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が三、三〇〇円を超えるものの部平日の項中「九、六〇〇」を「一〇、七〇〇」に、「一二、八〇〇」を「一四、二〇〇」に、「二二、四〇〇」を「二四、八〇〇」に、「三一、一〇〇」を「三五、六〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「一〇、六〇〇」を「一一、八〇〇」に、「一四、二〇〇」を「一五、八〇〇」に、「二四、八〇〇」を「二七、五〇〇」に、「三五、四〇〇」を

「三九、二〇〇」に改める。

別表六の表全部利用の部平日の項中「八、一〇〇」を「九、〇〇〇」に、「一〇、一〇〇」を「一一、二〇〇」に、「一八、二〇〇」を「二〇、二〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「八、九〇〇」を「九、九〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一二、三〇〇」に、「二〇、〇〇〇」を「二二、二〇〇」に改め、同表二分の一利用の部平日の項中「四、八〇〇」を「五、四〇〇」に、「六、一〇〇」を「六、八〇〇」に、「一〇、九〇〇」を「一二、一〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「五、三〇〇」を「五、九〇〇」に、「六、七〇〇」を「七、五〇〇」に、「一二、〇〇〇」を「一三、三〇〇」に改める。

別表七の表冷暖房設備の部展示ホールの款全部利用の項中「七、七〇〇」を「八、五二〇」に改め、同款A区分利用の項中「四、三九〇」を「四、八六〇」に改め、同款B区分利用の項中「三、三一〇」を「三、六七〇」に改め、同部国際会議場の款中「六七〇」を「七五〇」に、「八四〇」を「九三〇」に改め、同部イベントホールの款全部利用の項中「三〇〇」を「三四〇」に、「三七〇」を「四二〇」に改め、同款二分の一利用の項中「一五〇」を「一七〇」に、「一九〇」を「二二〇」に改め、同部小会議室の款中「一四〇」を「一六〇」に、「一八〇」を「二〇〇」に改め、同部茶室の款中「一一〇」を「一三〇」に、「一四〇」を「一六〇」に改め、同表その他の附属施設設備等の部中「一五、七二〇」を「一七、四〇〇」に改める。

（岐阜県民ふれあい会館条例の一部改正）

第十三条 岐阜県民ふれあい会館条例（平成五年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表会議室の部三〇一会議室の款中「一一、〇〇〇」を「一三、二〇〇」に、「一五、四〇〇」を「一七、六〇〇」に、「二八、七〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「二四、二〇〇」を「二七、五〇〇」に、「三〇、八〇〇」を「三五、二〇〇」に、「三八、五〇〇」を「四四、〇〇〇」に改め、同部三〇二会議室の款中「一九、八〇〇」を「二三、一〇〇」に、「二六、四〇〇」を「三〇、八〇〇」に、「三三、〇〇〇」を「三八、五〇〇」に、「四一、八〇〇」を「四八、四〇〇」に、「五三、九〇〇」を「六一、六〇〇」に、「六七、一〇〇」を「七、〇〇〇」に改め、同部四〇一会議室、四〇三会議室及び四〇五会議室の款中「三、〇八〇」を「三、五二〇」に、「四、〇七〇」を「四、七三〇」に、「五、一七〇」を「五、九四〇」に、「六、四九〇」を「七、四八〇」に、「八、三六〇」を「九、五七〇」に、「一〇、四五〇」を「一一、九九〇」に改め、同部四〇二会議室、四〇四会議室及び四〇六会議室の款中「二、五三〇」を「二、八六〇」に、「三、三〇〇」を「三、八五〇」に、「四、一八〇」を「四、八四〇」に、「五、二八〇」を「六、〇五〇」に、「六、七一〇」を「七、七〇〇」に、「八、四七〇」を「九、七九〇」に改め、同部四〇七会議室の款中「三、八五〇」を「四、四〇〇」に、「五、一七〇」を「五、九四〇」に、「六、三八〇」を「七、三七〇」

に、「八、一四〇」を「九、三五〇」に、「一〇、四五〇」を「一一、九九〇」に、「一三、〇九〇」を「一五、〇七〇」に改め、同部四〇八会議室の款中「三、〇八〇」を「三、五二〇」に、「四、一八〇」を「四、八四〇」に、「五、一七〇」を「五、九四〇」に、「六、四九〇」を「七、四八〇」に、「八、四七〇」を「九、七九〇」に、「一〇、五六〇」を「一一、一〇〇」に改め、同部四〇九会議室の款中「七、〇四〇」を「八、一四〇」に、「九、四六〇」を「一〇、八九〇」に、「一一、七七〇」を「一二、五三〇」に、「一四、八五〇」を「一七、〇五〇」に、「一九、一四〇」を「二二、〇〇〇」に、「二三、九八〇」を「二七、六一〇」に改め、同部四一〇会議室の款中「二、五三〇」を「二、八六〇」に、「三、三〇〇」を「三、八五〇」に、「四、一八〇」を「四、八四〇」に、「五、二八〇」を「六、〇五〇」に、「六、七一〇」を「七、七〇〇」に、「八、四七〇」を「九、七九〇」に改め、同部一四〇一会議室の款中「二、六四〇」を「三、〇八〇」に、「三、五二〇」を「四、〇七〇」に、「四、四〇〇」を「五、〇六〇」に、「五、五〇〇」を「六、三八〇」に、「七、一五〇」を「八、二五〇」に、「九、〇二〇」を「一〇、三四〇」に改め、同部第一和室会議室の款中「三、九六〇」を「四、五一〇」に、「五、二八〇」を「六、〇五〇」に、「六、六〇〇」を「七、五九〇」に、「八、三六〇」を「九、五七〇」に、「一〇、六七〇」を「一一、三二〇」に、「一二、四二〇」を「一五、四〇〇」に改め、同部第二和室会議室の款中「三、三〇〇」を「三、八五〇」に、「四、四〇〇」を「五、〇六〇」に、「五、五〇〇」を「六、三八〇」に、「六、九三〇」を「八、〇三〇」に、「八、九一〇」を「一〇、二三〇」に、「一一、二二〇」を「一二、八七〇」に改め、同部特別会議室の款中「七、三七〇」を「八、四七〇」に、「九、二四〇」を「一〇、六七〇」に改め、同部展望レセプションルームの款中「五、八〇〇」を「六、七一〇」に、「七、三〇〇」を「八、四〇〇」に改め、同表コンサートホールの一部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「三三、〇〇〇」を「三七、八〇〇」に、「四八、四〇〇」を「五五、六〇〇」に、「五二、八〇〇」を「六〇、六〇〇」に、「八一、四〇〇」を「九三、四〇〇」に、「一〇一、二〇〇」を「一一六、二〇〇」に、「一三四、二〇〇」を「一五四、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三九、六〇〇」を「四五、四〇〇」に、「六一、六〇〇」を「七〇、七〇〇」に、「七〇、四〇〇」を「八〇、九〇〇」に、「一〇一、二〇〇」を「一一六、二〇〇」に、「一二二、〇〇〇」を「一五一、五〇〇」に、「一七一、六〇〇」を「一九七、〇〇〇」に改め、同部二、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合の款平日の項中「四二、九〇〇」を「四九、三〇〇」に、「六三、八〇〇」を「七三、三〇〇」に、「七〇、四〇〇」を「八〇、九〇〇」に、「一〇六、七〇〇」を「一二二、四〇〇」に、「一二四、二〇〇」を「一五四、〇〇〇」に、「二七七、一〇〇」を「二〇三、三〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「五二、八〇〇」を「六〇、六〇〇」に、「八三、六〇〇」を「九五、九〇〇」に、「九六、八〇〇」を「一一一、一〇〇」に、「一三六、四〇〇」を「一五六、五〇〇」に、「一八〇、四〇〇」を「二〇

七、一〇〇」に、「二三三、二〇〇」を「二六七、七〇〇」に改め、同部二、〇〇〇円を超える入場料を徴収する場合の款平日の項中「五二、八〇〇」を「六〇、六〇〇」に、「七九、二〇〇」を「九〇、九〇〇」に、「八八、〇〇〇」を「一〇一、〇〇〇」に、「一三二、〇〇〇」を「一五一、五〇〇」に、「二六七、二〇〇」を「一九二、〇〇〇」に、「二二〇、〇〇〇」を「二五二、六〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「六六、〇〇〇」を「七五、八〇〇」に、「一〇五、六〇〇」を「一二二、二〇〇」に、「一二三、二〇〇」を「一四一、五〇〇」に、「一七一、六〇〇」を「一九七、〇〇〇」に、「二二八、八〇〇」を「二六二、七〇〇」に、「二九四、八〇〇」を「三三八、四〇〇」に改め、同表楽屋の部第一楽屋、第二楽屋及び第三楽屋の款中「八八〇」を「九九〇」に、「一、二二〇」を「一、四三〇」に、「一、五四〇」を「一、七六〇」に、「二、〇九〇」を「二、四二〇」に、「二、七五〇」を「三、一九〇」に、「三、六三〇」を「四、一八〇」に改め、同部第四楽屋、第五楽屋及び第六楽屋の款中「一、七六〇」を「一、九八〇」に、「二、四二〇」を「二、七五〇」に、「三、〇八〇」を「三、五二〇」に、「四、一八〇」を「四、八四〇」に、「五、五〇〇」を「六、三八〇」に、「七、二六〇」を「八、三六〇」に改め、同表リハーサル室の部中「二、九七〇」を「三、四一〇」に、「三、九六〇」を「四、五一〇」に、「四、九五〇」を「五、七二〇」に、「六、九三〇」を「八、〇三〇」に、「八、九一〇」を「一〇、二三〇」に、「一一、八八〇」を「一二、六四〇」に改め、同表屋内イベント広場及び屋外イベント広場の部中「二、七〇〇」を「三、一〇〇」に改め、同表備考第七号イ中「四、四〇〇円」を「五、一〇〇円」に改め、同号ロ中「三、五〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同号ハ中「一、六〇〇円」を「一、九〇〇円」に改める。

(ぎふ清流文化プラザ条例の一部改正)

第十四条 ぎふ清流文化プラザ条例（平成六年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表長良川ホールの部営利を目的としない場合の款入場料を徴収しない場合の項中「一九、八〇〇」を「二二、二〇〇」に、「二九、〇〇〇」を「三二、六〇〇」に、「三一、七〇〇」を「三五、五〇〇」に、「四八、八〇〇」を「五四、八〇〇」に、「六〇、七〇〇」を「六八、一〇〇」に、「八〇、五〇〇」を「九〇、三〇〇」に、「二三、八〇〇」を「二六、六〇〇」に、「三七、〇〇〇」を「四一、五〇〇」に、「四二、二〇〇」を「四七、四〇〇」に、「六〇、八〇〇」を「六八、一〇〇」に、「七九、二〇〇」を「八八、九〇〇」に、「一〇三、〇〇〇」を「一一五、五〇〇」に改め、同款入場料を徴収する場合の項中「二五、七〇〇」を「二八、九〇〇」に、「三八、三〇〇」を「四三、〇〇〇」に、「四二、二〇〇」を「四七、四〇〇」に、「六四、〇〇〇」を「七一、九〇〇」に、「八〇、五〇〇」を「九〇、四〇〇」に、「一〇六、二〇〇」を「一一九、四〇〇」に、「三一、七〇〇」を「三五、五〇〇」に、「五〇、二〇〇」を「五六、三〇〇」に、「五八、一〇〇」を「六五、二〇〇」に、

円」を「三一〇円」に改める。

別表第二一般展示室（小）の項中「八、八〇〇円」を「九、六四〇円」に改め、同表一般展示室（中）の項中「一七、六〇〇円」を「一九、二八〇円」に改め、同表一般展示室（大）の項中「二六、四〇〇円」を「二八、九二〇円」に改め、同表多目的ホールの項中「三九、二八〇円」を「四三、〇三〇円」に改め、同表講堂の項中「一五、七二〇円」を「一七、二二〇円」に改め、同表野外展示場の項中「三、三五〇円」を「三、六七〇円」に改め、同表備考第二号中「六千七百円」を「七千三百四十円」に、「九千二十円」を「九千八百八十円」に改める。

（岐阜県現代陶芸美術館条例の一部改正）

第十八条 岐阜県現代陶芸美術館条例（平成十三年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「千五百円」を「千六百四十円」に改める。

別表大学の学生及びこれに準ずる者の項中「二二〇円」を「二四〇円」に、「一六〇円」を「一八〇円」に改め、同表その他の者の項中「三四〇円」を「三七〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に改める。

（岐阜県図書館条例の一部改正）

第十九条 岐阜県図書館条例（平成二十三年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表研修室の部全部使用の款中「二、一〇〇」を「二、四三〇」に、「四、三〇〇」を「四、八六〇」に、「二、七二〇」を「三、〇四〇」に、「六、四〇〇」を「七、二九〇」に、「七、〇二〇」を「七、九〇〇」に、「九、一二〇」を「一〇、三三〇」に改め、同部一部使用の款研修室一の項中「一、三六〇」を「一、四九〇」に、「二、六二〇」を「二、九八〇」に、「一、五七〇」を「一、八三〇」に、「三、九八〇」を「四、四七〇」に、「四、一九〇」を「四、八一〇」に、「五、五五〇」を「六、三〇〇」に改め、同款研修室二の項中「一、〇五〇」を「一、一七〇」に、「二、一〇〇」を「二、三三〇」に、「一、二五〇」を「一、四三〇」に、「三、一五〇」を「三、五〇〇」に、「三、三五〇」を「三、七六〇」に、「四、四〇〇」を「四、九三〇」に改め、同表特別会議室の部中「四、七二〇」を「五、三三〇」に、「九、四三〇」を「一〇、六六〇」に、「五、四五〇」を「六、二二〇」に、「一四、一五〇」を「一五、九九〇」に、「一四、八八〇」を「一六、八八〇」に、「一九、六〇〇」を「二二、二二〇」に改め、同表多目的ホールの部入場料を徴収しない場合の款中「六、一八〇」を「六、九八〇」に、「一三、六二〇」を「一五、三六〇」に、「七、四四〇」を「八、三八〇」に、「一九、八〇〇」を「二二、三四〇」に、「二二、〇六〇」を「二三、七四〇」に、「二七、二四〇」を「三〇、七二〇」に、「二七、二八〇」を「二九、五四〇」に、「二四、七二〇」を「二七、九二〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款中

「八、〇七〇」を「九、〇七〇」に、「一七、九一〇」を「二〇、二四〇」に、「九、八五〇」を「一一、一七〇」に、「三五、九八〇」を「二九、三一〇」に、「二七、七六〇」を「三一、四一〇」に、「三五、八三〇」を「四〇、四八〇」に、「二三、四七〇」を「二六、五二〇」に、「三三、三二〇」を「三七、六九〇」に改め、同表多目的小ホールの部入場料を徴収しない場合の款中「二、二〇〇」を「二、四六〇」に、「四、八二〇」を「五、四二〇」に、「二、六二〇」を「二、九五〇」に、「七、〇二〇」を「七、八八〇」に、「七、四四〇」を「八、三七〇」に、「九、六四〇」を「一〇、八三〇」に、「六、〇八〇」を「六、八九〇」に、「八、七〇〇」を「九、八四〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款中「二、八三〇」を「三、二〇〇」に、「六、二九〇」を「七、一四〇」に、「三、四五〇」を「三、九四〇」に、「九、一二〇」を「一〇、三四〇」に、「九、七四〇」を「一一、〇八〇」に、「一二、五七〇」を「一四、二八〇」に、「八、二八〇」を「九、三五〇」に、「一一、七三〇」を「一三、二九〇」に改め、同表企画展示室の部中「三、六七〇」を「四、四〇〇」に改める。

（岐阜アリーナ条例の一部改正）

第二十条 岐阜アリーナ条例（昭和四十年岐阜県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表ホールの部専用する場合の款スポーツ又は文化事業（職業として行うものを除く。）に利用する場合の項中「五、〇三〇円」を「五、四八〇円」に、「二、五二〇円」を「二、七五〇円」に改め、同款その他に利用する場合の項中「三三、〇〇〇円」を「三五、九七〇円」に、「二七、四五〇円」を「二九、九二〇円」に、「一三、八三〇円」を「一五、〇七〇円」に、「一二、五七〇円」を「一三、七〇〇円」に、「四一、四八〇円」を「四五、二一〇円」に、「三七、七二〇円」を「四一、一一〇円」に改め、同部専用しない場合の款スポーツ（職業として行うものを除く。）に利用する場合の項中「八三〇円」を「九〇〇円」に、「五六〇円」を「六一〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に、「一七〇円」を「一九〇円」に、「一、七六〇円」を「一、九二〇円」に改め、同款その他に利用する場合の項中「八三〇円」を「九〇〇円」に、「四二〇円」を「四六〇円」に改める。

（岐阜県長良川球技場条例の一部改正）

第二十一条 岐阜県長良川球技場条例（平成二年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表競技場の部アマチュアスポーツの款入場料等を徴収する場合の項中「二六、四〇〇」を「二九、〇四〇」に、「二九、七五〇」を「三一、七三〇」に、「八二、五五〇」を「九〇、八一〇」に、「一〇、二四〇」を「一一、二六〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「八、八〇〇」を「九、六八〇」に、「九、九五〇」を「一〇、九五〇」に、「二七、五五〇」を「三〇、三一〇」に、「三、四一〇」を「三、七五〇」に改め、同部その他の款入場料等を徴収する場合の項中「一二、〇〇〇」を「一四五、二〇〇」に、「一四八、五五〇」

を「一六三、四一〇」に、「四一二、五五〇」を「四五三、八一〇」に、「五一、四八〇」を「五六、六三〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「四四、〇〇〇」を「四八、四〇〇」に、「四九、五五〇」を「五四、五一〇」に、「一三七、五五〇」を「一五一、三一〇」に、「一七、一六〇」を「一八、八八〇」に改め、同表駐車場の部第一駐車場及び第二駐車場の款中「一〇〇円」を「一一〇円」に改め、同部第三駐車場の款中「一〇〇円」を「一一〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、一六〇円」に改める。

（岐阜県長良川スポーツプラザ条例の一部改正）

第二十二條 岐阜県長良川スポーツプラザ条例（平成五年岐阜県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表洋室（一人用）の項中「四、四〇〇」を「四、八八〇」に改め、同表洋室（二人用）の項中「七、七〇〇」を「八、五五〇」に改め、同表和室の項中「一、一〇〇」を「一、二二〇」に、「二、二〇〇」を「二、四四〇」に、「九五〇」を「一、〇六〇」に、「一、一五〇」を「一、二八〇」に、「一、〇五〇」を「一、一七〇」に、「三、一五〇」を「三、五一〇」に、「一、三六〇」を「一、五一〇」に、「一、八八〇」を「二、〇九〇」に、「一、六八〇」を「一、八七〇」に、「四、九二〇」を「五、四七〇」に改める。

（岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例の一部改正）

第二十三條 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例（平成十七年岐阜県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表入場料の項中「一二〇円」を「一四〇円」に、「三、七七〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表スケート滑走料の項中「二、二五〇円」を「一、四三〇円」に、「三七、七二〇円」を「四三、〇〇〇円」に改め、同表リンク利用料の項中「三二、四三〇円」を「三五、八三〇円」に改める。

（岐阜県川辺漕艇場条例の一部改正）

第二十四條 岐阜県川辺漕艇場条例（平成二十二年岐阜県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表艇庫の部八人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「四二、七五〇」を「四六、六〇〇」に、「八五、四八〇」を「九三、一七〇」に改め、同部四人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「二八、九二〇」を「三一、五二〇」に、「五七、八三〇」を「六三、〇三〇」に改め、同部二人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「二二、三七〇」を「二三、二九〇」に、「四二、七五〇」を「四六、六〇〇」に改め、同部一人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「一三、八三〇」を「一五、〇七〇」に、「二七、六五〇」を「三〇、一四〇」に改め、同部スリープオールを保管する場合の項中「二、八九〇」を「三、一五〇」に、「五、七九〇」を「六、三二〇」に改め、同部スカルオールを保管する場合の項中「一、三九〇」を「一、五二〇」に、「二、七七〇」を「三、〇二〇」に改め、同表宿泊施設の部中「一、三九〇」を「一、五二〇」に、「一、八

八〇」を「二、〇五〇」に改める。

（岐阜県スポーツ科学センター条例の一部改正）

第二十五条 岐阜県スポーツ科学センター条例（平成二十八年岐阜県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一体力測定の一部安全検査の項中「九一〇」を「九六〇」に、「二、七四〇」を「二、八八〇」に改め、同部形態計測の項中「二三〇」を「二四〇」に、「七一〇」を「七五〇」に改め、同部全身持久力測定の一部中「二、〇七〇」を「二、一七〇」に、「六、二一〇」を「六、五二〇」に改め、同部筋持久力測定の一部中「三三〇」を「三五〇」に、「九九〇」を「一、〇四〇」に改め、同部筋力測定の一部中「三七〇」を「三九〇」に、「一、一〇〇」を「一、一六〇」に改め、同部パワー測定の一部中「一五〇」を「一六〇」に、「四九〇」を「五一〇」に改め、同部敏しう性測定の一部中「二二〇」を「二三〇」に改め、同表動作分析の一部中「八八〇」を「九二〇」に、「二、六四〇」を「二、七七〇」に改め、同部映像解析の一部中「二、三四〇」を「二、四六〇」に、「七、〇四〇」を「七、三九〇」に改め、同部地面反力測定の一部中「六四〇」を「六七〇」に、「一、九一〇」を「二、〇一〇」に改め、同部筋電図測定の一部中「九九〇」を「一、〇四〇」に、「二、九六〇」を「三、一一〇」に改め、同部足圧分布測定の一部中「一、〇六〇」を「一、一一〇」に、「三、一九〇」を「三、三五〇」に改め、同部速度測定の一部中「二八〇」を「二九〇」に、「八一〇」を「八五〇」に改め、同部関節角度測定の一部中「二八〇」を「二九〇」に、「八一〇」を「八五〇」に改め、同表回復支援（酸素カプセル）の一部中「三三〇」を「三六〇」に、「九九〇」を「一、〇九〇」に改め、同表体力トレーニングの一部測定時指導の一部中「三三〇」を「三五〇」に、「九九〇」を「一、〇四〇」に改め、同部個人指導の一部中「四九〇」を「五一〇」に、「一、四八〇」を「一、五五〇」に改め、同部集団指導の一部中「三、〇一〇」を「三、一六〇」に、「九、〇八〇」を「九、五三〇」に改める。

別表第二体育館の一部県内の高校生以下の者の項中「六三〇」を「六九〇」に改め、同部その他の者の項中「一、〇五〇」を「一、一六〇」に改め、同表トレーニング室の一部県内の高校生以下の者の項中「九一〇」を「一、〇〇〇」に改め、同部その他の者の項中「一、七五〇」を「一、九三〇」に改め、同表低酸素ルームの一部中「二、六五〇」を「二、八六〇」に改め、同表宿泊室の一部洋室Aの款中「二〇、六九〇」を「二一、七六〇」に改め、同部洋室Bの款中「九、八八〇」を「一〇、八七〇」に改め、同部和室の款県内の高校生以下の者の項中「二、五〇〇」を「二、七五〇」に改め、同部その他の者の項中「四、九九〇」を「五、四九〇」に改める。

（岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部改正）

第二十六条 岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表一の二の表一の項中「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表四の項中「一、一〇〇」を「一、二〇〇」に改める。

別表四の表一の項第一号中「一八、〇〇〇」を「一九、〇〇〇」に改め、同項第二号中「三五、〇〇〇」を「三七、〇〇〇」に改める。

別表六の表一の項及び二の項中「七六〇」を「八二〇」に改め、同表三の項中「一、八〇〇」を「二、〇〇〇」に改め、同表四の項及び五の項中「一、七〇〇」を「一、八〇〇」に改め、同表六の項中「五、七〇〇」を「六、〇〇〇」に改め、同表七の項及び八の項中「一、七〇〇」を「一、八〇〇」に改める。

別表六の二の表二の項中「一〇、一〇〇」を「一〇、七〇〇」に改める。

別表七の表一の項第二号及び第三号中「二五〇」を「二七〇」に改め、同項第四号及び第五号中「五〇」を「五五」に改め、同項第六号中「四五」を「五〇」に改め、同項第七号中「三〇」を「三五」に改め、同項第八号中「三五〇」を「三九〇」に改め、同項第九号中「一、二〇〇」を「一、三〇〇」に改め、同表二の項中「七〇〇」を「七六〇」に改め、同表三の項第一号中「三九〇」を「四二〇」に改め、同項第三号中「二二〇」を「二五〇」に改め、同項第五号中「一、一五〇」を「一、二八〇」に改め、同表四の項中「三五〇」を「三八〇」に改め、同表五の項中「六〇」を「六五」に改める。

別表八の表中「二、三〇〇円」を「二、五〇〇円」に改める。

別表九の表二の項中「三、八〇〇」を「四、〇〇〇」に改める。

別表十の表一の項中「四〇」を「五〇」に改め、同表三の項中「七、九〇〇」を「八、三〇〇」に改める。

別表十一の表二の項中「二、〇〇〇」を「二、四〇〇」に改め、同表三の項中「二、九〇〇」を「三、三〇〇」に改める。

別表十四の表中「一二、〇〇〇」を「一三、〇〇〇」に改める。

別表十六の表中「二、三〇〇円」を「二、五〇〇円」に改める。

別表十八の表一の項中「一、三二〇」を「一、四五〇」に改め、同表二の項中「一、三二〇」を「一、三九〇」に改め、同表三の項中「八、八〇〇」を「九、五九〇」に改める。

別表十九の表二の項中「二、五八〇」を「二、八四〇」に改め、同表三の項中「一一六、一八〇」を「一二七、〇〇〇」に改め、同表四の項中「一九、三八〇」を「二一、一八〇」に改める。

別表二十の表四の項中「四、一四〇」を「四、五一〇」に改め、同表五の項中「二五、〇〇〇」を「二二、〇〇〇」に改め、同表六の項中「四〇、〇〇〇」を「五五、〇〇〇」に改め、同表八の項中「二、八五〇」を「三、一〇〇」に改める。

別表二十一の表一の項中「七五〇」を「八二〇」に改め、同表三の項中「三九〇」を「四一〇」に改める。

別表二十二の表中

三〇〇円。ただし、農業
業大学校に係るものに
あつては、三一〇円

を

三五〇

に改める。

(ぎふ木遊館条例の一部改正)

第二十七条 ゑふ木遊館条例（令和二年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一個人の項中「三〇〇円」を「三二〇円」に改め、同表団体（二〇人以上に限る。）の項中「二〇〇円」を「二一〇円」に改める。

別表第二中「百円」を「百十円」に改める。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第二十八条 岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の表八の項、二の表六十の項、五の表八の項、九の表六の項並びに十二の表八の項及び九の項中「三五〇」を「四〇〇」に改める。

別表第一十八の二の表一の項１イ中「二四、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改め、同項１ロ中「二四、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「三八、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に、「五六、〇〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に、「六二、〇〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に、「九二、〇〇〇円」を「九八、〇〇〇円」に、「九八、〇〇〇円」を「一〇五、〇〇〇円」に、「一四六、〇〇〇円」を「一五六、〇〇〇円」に、「一四八、〇〇〇円」を「一五九、〇〇〇円」に、「二二一、〇〇〇円」を「二三七、〇〇〇円」に、「二五〇、〇〇〇円」を「二六八、〇〇〇円」に、「三七四、〇〇〇円」を「四〇一、〇〇〇円」に、「三一六、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「四七二、〇〇〇円」を「五〇七、〇〇〇円」に、「三五八、〇〇〇円」を「三八四、〇〇〇円」に、「五三六、〇〇〇円」を「五七五、〇〇〇円」に改め、同項２イ中「七二、〇〇〇円」を「七三、〇〇〇円」に改め、同項２ロ中「一一〇、〇〇〇円」を「一一四、〇〇〇円」に、「一六一、〇〇〇円」を「一六九、〇〇〇円」に、「一七二、〇〇〇円」を「一八一、〇〇〇円」に、「二五五、〇〇〇円」を「二七〇、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三五五、〇〇〇円」に、「四九九、〇〇〇円」を「五三一、〇〇〇円」に、「五九四、〇〇〇円」を「六三四、〇〇〇円」に、「八八八、〇〇〇円」を「九五〇、〇〇〇円」に、「一、〇一七、〇〇〇円」を「一、〇八八、〇〇〇円」に、「一、五二二、〇〇〇円」を「一、六三二、〇〇〇円」に、「一、八七六、〇〇〇円」を「二、〇一二、〇〇〇円」に、「二、八一一、〇〇〇円」を「三、〇一七、〇〇〇円」に、「二、六七八、〇〇〇円」を「二、八七四、〇〇〇円」に、「四、〇一三、〇〇〇円」を

「四、三一〇、〇〇〇円」に、「三、二七九、〇〇〇円」を「三、五二〇、〇〇〇円」に、
「四、九一五、〇〇〇円」を「五、二八〇、〇〇〇円」に改め、同表二の項1イ中「二〇、〇〇〇」を「二一、〇〇〇」に改め、同項1ロ中「三五、〇〇〇」を「三七、〇〇〇」に、「五六、〇〇〇」を「五九、〇〇〇」に、「九二、〇〇〇」を「九八、〇〇〇」に、「二四六、〇〇〇」を「一五六、〇〇〇」に、「二二一、〇〇〇」を「二三七、〇〇〇」に、「三七四、〇〇〇」を「四〇一、〇〇〇」に、「四七二、〇〇〇」を「五〇七、〇〇〇」に、「五三六、〇〇〇」を「五七五、〇〇〇」に改め、同項2イ中「七二、〇〇〇」を「七三、〇〇〇」に改め、同項2ロ中「一六二、〇〇〇」を「一六九、〇〇〇」に、「二五五、〇〇〇」を「二七〇、〇〇〇」に、「四九九、〇〇〇」を「五三一、〇〇〇」に、「八八八、〇〇〇」を「九五〇、〇〇〇」に、「一、五二二、〇〇〇」を「一、六三二、〇〇〇」に、「二、八一、〇〇〇」を「三、〇一七、〇〇〇」に、「四、〇一三、〇〇〇」を「四、三一〇、〇〇〇」に、「四、九一五、〇〇〇」を「五、二八〇、〇〇〇」に改め、同表三の項1イ中「七、〇〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に改め、同項1ロ中「一二、〇〇〇円」を「一二、五〇〇円」に、「二七、五〇〇円」を「二八、五〇〇円」に、「二九、〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二九、五〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「四六、〇〇〇円」を「四九、〇〇〇円」に、「四九、〇〇〇円」を「五二、五〇〇円」に、「七三、〇〇〇円」を「七八、〇〇〇円」に、「七四、〇〇〇円」を「七九、五〇〇円」に、「一一〇、五〇〇円」を「一一八、五〇〇円」に、「一二五、〇〇〇円」を「一二四、〇〇〇円」に、「一八七、〇〇〇円」を「二〇〇、五〇〇円」に、「一五八、〇〇〇円」を「一六九、五〇〇円」に、「二三六、〇〇〇円」を「二五三、五〇〇円」に、「一七九、〇〇〇円」を「一九二、〇〇〇円」に、「二六八、〇〇〇円」を「二八七、五〇〇円」に改め、同項2イ中「三六、〇〇〇円」を「三六、五〇〇円」に改め、同項2ロ中「五五、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に、「八一、〇〇〇円」を「八四、五〇〇円」に、「八六、〇〇〇円」を「九〇、五〇〇円」に、「一二七、五〇〇円」を「一三五、〇〇〇円」に、「一六七、〇〇〇円」を「一七七、五〇〇円」に、「二四九、五〇〇円」を「二六五、五〇〇円」に、「二九七、〇〇〇円」を「三一七、〇〇〇円」に、「四四四、〇〇〇円」を「四七五、〇〇〇円」に、「五〇八、五〇〇円」を「五四四、〇〇〇円」に、「七六一、〇〇〇円」を「八一六、〇〇〇円」に、「九三八、〇〇〇円」を「一、〇〇六、〇〇〇円」に、「一、四〇五、五〇〇円」を「一、五〇八、五〇〇円」に、「一、三三九、〇〇〇円」を「一、四三七、〇〇〇円」に、「二、〇〇六、五〇〇円」を「二、一五五、〇〇〇円」に、「一、六三九、五〇〇円」を「一、七六〇、〇〇〇円」に、「二、四五七、五〇〇円」を「二、六四〇、〇〇〇円」に改め、同表四の項1イ中「一〇、〇〇〇」を「一一〇、五〇〇」に改め、同項1ロ中「二七、五〇〇」を「二八、五〇〇」に、「二八、〇〇〇」を「二九、五〇〇」に、「四六、〇〇〇」を「四九、〇〇〇」に、「七三、〇〇〇」を「七八、

〇〇〇」に、「一一〇、五〇〇」を「一一八、五〇〇」に、「一八七、〇〇〇」を「二一〇、五〇〇」に、「二三六、〇〇〇」を「二五三、五〇〇」に、「二六八、〇〇〇」を「二八七、五〇〇」に改め、同項２イ中「三六、〇〇〇」を「三六、五〇〇」に改め、同項２ロ中「八一、〇〇〇」を「八四、五〇〇」に、「一二七、五〇〇」を「一二五、〇〇〇」に、「二四九、五〇〇」を「二六五、五〇〇」に、「四四四、〇〇〇」を「四七五、〇〇〇」に、「七六一、〇〇〇」を「八一六、〇〇〇」に、「一、四〇五、五〇〇」を「一、五〇八、五〇〇」に、「二、〇〇六、五〇〇」を「二、一五五、〇〇〇」に、「二、四五七、五〇〇」を「二、六四〇、〇〇〇」に改める。

別表第一十九の表三の項中「三五〇」を「四〇〇」に改め、同表四の項中「一、〇五〇」を「一、四〇〇」に改め、同表五の項中「七五〇」を「一、〇〇〇」に改め、同表六の項中「一、二〇〇」を「一、六〇〇」に改める。

（岐阜県都市公園条例の一部改正）

第二十九条 岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三一の表ぎふワールド・ローズガーデンの項中「一、〇五〇円」を「一、五〇〇円」に改める。

別表第三二（一）の表第一体育館の部アマチュアスポーツの款全部利用の項中「八四、七五〇」を「九三、一三〇」に、「九六、八〇〇」を「一〇六、四八〇」に、「二六六、三〇〇」を「二九二、九四〇」に、「三三、〇〇〇」を「三六、三〇〇」に、「六六、〇〇〇」を「七二、六〇〇」に、「七四、八〇〇」を「八二、二八〇」に、「二〇六、八〇〇」を「二二七、四八〇」に、「二五、三五〇」を「二七、八九〇」に、「五三、九五〇」を「五九、三五〇」に、「六一、六〇〇」を「六七、七六〇」に、「二六九、五〇〇」を「二八六、四六〇」に、「二〇、九五〇」を「二三、〇五〇」に改め、同款一部利用の項中「一九、八〇〇」を「二一、七八〇」に、「二二、〇〇〇」を「二四、二〇〇」に、「六一、六〇〇」を「六七、七六〇」に、「七、七五〇」を「八、五三〇」に、「二三、二〇〇」を「二四、五二〇」に、「一五、四〇〇」を「一六、九四〇」に、「四一、八〇〇」を「四五、九八〇」に、「四、四〇〇」を「四、八四〇」に、「九、九〇〇」を「一〇、八九〇」に、「一一、〇〇〇」を「一二、一〇〇」に、「三〇、八〇〇」を「三三、八八〇」に、「三、八八〇」を「四、二七〇」に、「六、六〇〇」を「七、二六〇」に、「七、七〇〇」を「八、四七〇」に、「二〇、九〇〇」を「二二、九九〇」に、「二、二〇〇」を「二、四二〇」に、「七、三三〇」を「八、〇六〇」に、「二〇、五三〇」を「二二、五八〇」に、「二、五九〇」を「二、八五〇」に、「五、一三〇」を「五、六四〇」に、「一一三、九三〇」を「一五、三二〇」に、「一、四七〇」を「一、六二〇」に改め、同部音楽、芸能、プロスポーツ等の興行の款土曜日、日曜日及び休日の項中「三四六、五五〇」を「三八一、二二〇」に、「三九六、〇〇〇」を「四三五、

六〇〇」に、「一、〇八九、一〇〇」を「一、一九八、〇二〇」に、「一三五、三五〇」を「一四八、八九〇」に改め、同款その他の日の項中「二九二、六〇〇」を「三二一、八六〇」に、「三三四、四〇〇」を「三六七、八四〇」に、「九一九、六〇〇」を「一、〇一一、五六〇」に、「一一四、四〇〇」を「一二五、八四〇」に改め、同部見本市、展示会、集会、式典その他これらに類する催しの款土曜日、日曜日及び休日の項中「二五四、一五〇」を「二七九、五七〇」に、「二九〇、四〇〇」を「三一九、四四〇」に、「七九八、七〇〇」を「八七八、五八〇」に、「九九、〇〇〇」を「一〇八、九〇〇」に改め、同款その他の日の項中「二〇〇、二〇〇」を「二二〇、二二〇」に、「二二八、八〇〇」を「二五一、六八〇」に、「六二九、二〇〇」を「六九二、一二〇」に、「七八、一五〇」を「八五、九七〇」に改め、同表第二体育館の部全部利用の款アマチュアスポーツの項中「一九、八〇〇」を「二一、七八〇」に、「二二、〇〇〇」を「二四、二〇〇」に、「二八、六〇〇」を「三一、四六〇」に、「七〇、四〇〇」を「七七、四四〇」に、「八、八〇〇」を「九、六八〇」に、「九、九五〇」を「一〇、九五〇」に、「一一、〇〇〇」を「一二、一〇〇」に、「一四、三五〇」を「一五、七九〇」に、「三五、三〇〇」を「三八、八四〇」に、「四、四〇〇」を「四、八四〇」に改め、同款その他の項中「九九、〇〇〇」を「一〇八、九〇〇」に、「一一四、四〇〇」を「一二五、八四〇」に、「一四七、四〇〇」を「一六二、一四〇」に、「三六〇、八〇〇」を「三九六、八八〇」に、「四五、一五〇」を「四九、六七〇」に、「四九、五五〇」を「五四、五一〇」に、「五七、二〇〇」を「六二、九二〇」に、「七三、七五〇」を「八一、一三〇」に、「一八〇、五〇〇」を「一九八、五六〇」に、「二二、五二〇」を「二四、七七〇」に改め、同部一部利用の款バスケットボールコート一面につきの項中「三、三〇〇」を「三、六三〇」に、「三、六四〇」を「四、〇〇〇」に、「四、七四〇」を「五、二二〇」に、「三、六三〇」に、「三、六四〇」を「四、〇〇〇」に、「四、七四〇」を「五、二二〇」に、「一一、六八〇」を「一二、八四〇」に改め、同款バレーボールコート一面につきの項中「二、二〇〇」を「二、四二〇」に、「二、四二〇」を「二、六六〇」に、「三、二〇〇」を「三、五二〇」に、「七、八二〇」を「八、六〇〇」に改め、同款バドミントンコート一面につきの項中「六六〇」を「七三〇」に、「七七〇」を「八五〇」に、「一、〇〇〇」を「一、一〇〇」に、「二、四三〇」を「二、六八〇」に改め、同款卓球コート一面につきの項中「五六〇」を「六二〇」に、「六六〇」を「七三〇」に、「七七〇」を「八五〇」に、「一、九九〇」を「二、二〇〇」に改め、同款その他競技四〇〇平方メートル（四〇〇平方メートルに満たない面積は、四〇〇平方メートルとする。）につきの項中「一、六六〇」を「一、八三〇」に、「一、八七〇」を「二、〇六〇」に、「二、四二〇」を「二、六六〇」に、「五、九五〇」を「六、五五〇」に改め、同表武道館の部剣道場の款全部利用の項中「三、九六〇」を「四、三六〇」に、「四、六二〇」を「五、〇八〇」に、「五、九四〇」を「六、五三〇」を

に、「六六、〇〇〇」を「七二、六〇〇」に、「一一一、五二〇」を「一九九、六八〇」に、「二二、六六〇」を「二四、九三〇」に改め、同表庭球場の部センターコートの款アマチュアスポーツの項中「一七、一六〇」を「二八、八八〇」に、「一九、八〇〇」を「二一、七八〇」に、「五四、一二〇」を「五九、五四〇」に、「六、七二〇」を「七、三八〇」に、「五、七二〇」を「六、二九〇」に、「六、六〇〇」を「七、二六〇」に、「一八、〇四〇」を「一九、八四〇」に、「二、二〇〇」を「二、四二〇」に改め、同款その他の項中「八五、八〇〇」を「九四、三八〇」に、「九九、〇〇〇」を「一〇八、九〇〇」に、「二七〇、六〇〇」を「二九七、六六〇」に、「三三、七七〇」を「三七、一五〇」に、「二八、六〇〇」を「三一、四六〇」に、「三三、〇〇〇」を「三六、三〇〇」に、「九〇、二〇〇」を「九九、二二〇」に、「一一、二二〇」を「一二、三四〇」に改め、同部一般コートの款屋内コート一面につきの項中「三、四六〇」を「三、八一〇」に、「三、九六〇」を「四、三六〇」に、「一〇、八八〇」を「一一、九八〇」に、「一、六六〇」を「一、八三〇」に改め、同款屋外コート一面につきの項中「二、三二〇」を「二、五四〇」に、「二、六四〇」を「二、九〇〇」に、「一、一〇〇」を「一、二二〇」に改め、同表水泳場の部五〇メートルプールの款全部利用の項中「三六、三五〇」を「三九、九九〇」に、「四六、二〇〇」を「五〇、八二〇」に、「一一八、九〇〇」を「一二〇、八〇〇」に、「一四、八六〇」を「一六、三五〇」に、「一二、一五〇」を「一三、三七〇」に、「一五、四〇〇」を「一六、九四〇」に、「三九、七〇〇」を「四三、六八〇」に、「四、九六〇」を「五、四六〇」に、「一八一、五五〇」を「一九九、七一〇」に、「三三一、〇〇〇」を「二五四、一〇〇」に、「五九四、一〇〇」を「六五三、五二〇」に、「七四、二六〇」を「八一、六九〇」に、「六〇、五五〇」を「六六、六一〇」に、「七七、〇〇〇」を「八四、七〇〇」に、「一九八、一〇〇」を「二一七、九二〇」に、「二四、七六〇」を「二七、二四〇」に改め、同款コース利用の項中「一、三二〇」を「一、四五〇」に、「一、六六〇」を「一、八三〇」に、「四、三〇〇」を「四、七三〇」に、「五二〇」を「五七〇」に改め、同部飛び込みプールの款アマチュアスポーツの項中「二六、四〇〇」を「二九、〇四〇」に、「二九、七五〇」を「三二、七三〇」に、「八二、五五〇」を「九〇、八一〇」に、「一〇、二四〇」を「一一、二六〇」に、「八、八〇〇」を「九、六八〇」に、「九、九五〇」を「一〇、九五〇」に、「二七、五五〇」を「三〇、三一〇」に、「三、四一〇」を「三、七五〇」に改め、同款その他の項中「一二二、〇〇〇」を「一四五、二〇〇」に、「一四八、五五〇」を「一六三、四一〇」に、「四一二、五五〇」を「四五三、八一〇」に、「五一、四八〇」を「五六、六三〇」に、「四四、〇〇〇」を「四八、四〇〇」に、「四九、五五〇」を「五四、五一〇」に、「一三七、五五〇」を「一五一、三二〇」に、「一七、一六〇」を「二八、八八〇」に改め、同部二五メートルプール（冷水期間）の款全部利用の項中「三三、〇〇〇」を「三六、三〇〇」に、「三九、六〇〇」を「四三、五六〇」に、「一〇五、六〇〇」を「一一六、一六〇」に、「一三、二〇〇」を「一四、

五二〇」に、「一一、〇〇〇」を「一二、一〇〇」に、「三五、二〇〇」を「三八、七二〇」に、「四、四〇〇」を「四、八四〇」に、「一六五、〇〇〇」を「一八一、五〇〇」に、「一九八、〇〇〇」を「二二七、八〇〇」に、「五二八、〇〇〇」を「五八〇、八〇〇」に、「六六、〇〇〇」を「七二、六〇〇」に、「五五、〇〇〇」を「六〇、五〇〇」に、「二七六、〇〇〇」を「一九三、六〇〇」に、「二二、〇〇〇」を「二四、二〇〇」に改め、同款コース利用の項中「一、五四〇」を「一、六九〇」に、「一、八七〇」を「二、〇六〇」に、「四、九五〇」を「五、四四〇」に、「六二〇」を「六八〇」に改め、同部二五メートルプール（温水期間）の款全部利用の項中「四九、五五〇」を「五四、五一〇」に、「六二、七五〇」を「六九、〇三〇」に、「一六一、八五〇」を「一七八、〇五〇」に、「二〇、一四〇」を「二二、一五〇」に、「一六、五五〇」を「一八、二二〇」に、「二〇、九五〇」を「二三、〇五〇」に、「五四、〇五〇」を「五九、四七〇」に、「六、七一〇」を「七、三八〇」に、「二四七、五五〇」を「二七二、三二〇」に、「三二三、五五〇」を「三四四、九一〇」に、「八〇八、六五〇」を「八八九、五三〇」に、「二〇〇、九八〇」を「一一一、〇八〇」に、「八二、五五〇」を「九〇、八一〇」に、「一〇四、五五〇」を「一一五、〇一〇」に、「二六九、六五〇」を「二九六、六三〇」に、「三三、六六〇」を「三七、〇三〇」に改め、同款コース利用の項中「二、三一〇」を「二、五四〇」に、「二、九七〇」を「三、二七〇」に、「七、五九〇」を「八、三五〇」に、「一、一〇〇」を「一、二二〇」に改め、同表弓道場の部入場料等を徴収する場合の款中「一〇、五六〇」を「一一、六二〇」に、「一一、八八〇」を「一二、〇七〇」に、「一一、二二〇」を「一二、三四〇」に、「三三、六六〇」を「三七、〇三〇」に、「三、九六〇」を「四、三六〇」に改め、同部入場料等を徴収しない場合の款中「三、五二〇」を「三、八七〇」に、「三、九六〇」を「四、三六〇」に、「三、七四〇」を「四、一一〇」に、「一一、二二〇」を「一二、三四〇」に、「一一、三二〇」を「一、四五〇」に改め、同表補助競技場の部アマチュアスポーツの款入場料等を徴収する場合の項中「一〇、五六〇」を「一一、六二〇」に、「一一、八八〇」を「一二、〇七〇」に、「三三、〇〇〇」を「三六、三一〇」に、「四、〇七〇」を「四、四八〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「三、五二〇」を「三、八七〇」に、「三、九六〇」を「四、三六〇」に、「一一、〇〇〇」を「一二、一〇〇」に、「一一、三二〇」を「一、四五〇」に改め、同部その他の款入場料等を徴収する場合の項中「五二、八〇〇」を「五八、〇八〇」に、「五九、四〇〇」を「六五、三四〇」に、「一六五、〇〇〇」を「一八一、五〇〇」に、「二〇、五七〇」を「二二、六三〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「一七、六〇〇」を「一九、三六〇」に、「一九、八〇〇」を「二二、七八〇」に、「五五、〇〇〇」を「六〇、五〇〇」に、「六、八二〇」を「七、五〇〇」に改める。

別表第三二二(二)の表トレーニング室の項中「一六〇」を「一八〇」に、「三四〇」を「三七〇」に改める。

別表第三二(三)の表第一駐車場及び第二駐車場の項中「二〇〇円」を「一一〇円」に改め、同表第三駐車場の項中「二二、六七〇円」を「二三、八四〇円」に、「三二、五六〇円」を「三五、八二〇円」に、「七五、九〇〇円」を「八三、五〇〇円」に改め、同表第四駐車場の項中「一〇、三四〇円」を「一一、三七〇円」に、「一五、六二〇円」を「一七、一八〇円」に、「三六、三〇〇円」を「三九、九二〇円」に改める。

(岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部改正)

第三十条 岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表一の表一の項及び二の項中「三、三〇〇」を「三、八〇〇」に改め、同表三の項中「一、七〇〇」を「二、二〇〇」に改め、同表四の項中「三五〇」を「四五〇」に改め、同表五の項中「一、七〇〇」を「二、〇〇〇」に改め、同表六の項中「八七〇」を「一、二〇〇」に改め、同表七の項中「一、一〇〇」を「一、五〇〇」に改める。

別表二の表卒業証明書、修了証明書、成績証明書その他の学業に関する文書の交付の項中

「三〇〇」を「三五〇」に改める。

(岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部改正)

第三十一条 岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一七の表十の項中「二、三〇〇」を「二、五〇〇」に改め、同表十一の項中「五〇〇」を「六〇〇」に改める。

別表第一八の表を次のように改める。

八 自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
一 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四百十五号。以下この表において「法」という。) 第四条第一項本文に規定する自動車の保管場所を確保していることを証する書面の交付の申請に対する審査	自動車保管場所証明書交付申請手数料	一件につき	二、四〇〇
二 法第四条第一項ただし書に	自動車保管場所証	一件につき	二、三〇〇

規定する自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知の申請に対する審査	明通知申請手数料		
---	----------	--	--

別表第十一の表一の項及び三の項中「一〇、〇〇〇」を「一〇、五〇〇」に改め、同表四の項中「一、五〇〇」を「一、六〇〇」に改める。

附 則

- この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて南飛驒健康増進センター条例、ソフトピアジャパンセンター条例、岐阜県長良川スポーツプラザ条例、岐阜県川辺漕艇場条例及び岐阜県スポーツ科学センター条例に規定する宿泊施設に宿泊をする者の当該宿泊に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

提 案 説 明

物価高騰等に鑑み、使用料等の額を改定するため、この条例を定めようとする。

